

# 地理空間情報活用推進基本法と 自治体の役割

奈良大学文学部地理学科  
碓井 照子

# GISとは

- 現実世界をコンピュータ上でシミュレーションすることが可能



それをゲームにしたものがCimCity

<http://www.japan.ea.com/simcity4/> より引用

# コミュニティ協働型まちづくりとGIS

- バリアフリー情報を地元のNPOなどがWebGISを利用して配信サービス

藤沢e-Community

三重バリアフリーマップ

コミュニティGISとしてのかきこマップ

大和市

豊中コミュニティマップ(電子国土Webと連携)

浦安市 e-map

西宮市 道知る兵衛(地図案内サービス)

富田林市 e - 絵図@とんだはやし

# ふじさわ 電縁マップ

アドレス http://gis01.city.fujisawa.kanagawa.jp/Portal.do

バリアフリーマップ - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

Go Bookmarks 16 blocked Check

アドレス http://gis01.city.fujisawa.kanagawa.jp/28/Top.do

パスワード:

ログイン

電縁マップに登録する

- メニュー
- 電縁マップトップへ
  - バリアフリーマップのトップへ
  - 地図の説明
  - このページに参加
  - ログインしてください
  - キーワード一覧
  - (キーワードなし)
  - バリアフリーマップ
  - 付箋

バリアフリーマップ 製作者: 作ろう会 [地図の説明](#)

### 新着記事

最新 5 件

日付	記事タイトル
2006-08-06	江ノ電藤沢駅 多目的トイレ・ベビーベッド・チャイルドキープ (0)
2006-08-06	江ノ電藤沢駅 多目的トイレ (0)
2006-08-06	さいか屋バスターミナル側入り口も自動ドアに。(0)
2006-07-31	江ノ電藤沢駅多目的トイレバリアフリーマップ (2)
(更新) 2006-06-14	(株)イトーヨーカ堂 藤沢店 (0)



最近 5 日分

15 件中 1 - 10 件目 [最初](#) [前](#) [次](#) [最後](#)

2006-08-06

江ノ電藤沢駅 多目的トイレ・ベビーベッド・チャイルドキープ



ベビーベッドもチャイルドキープもありました。赤ちゃんのオムツ替えができます。チャイルドキープにちょっとお座りしてもらって大人の方がトイレを利用、、、っていうのにも助かりますね。



作ろう会 © 09.08.28 | コメント (0)

江ノ電藤沢駅 多目的トイレ



街中散策  
街中バリアフリー  
街中観光  
街中グルメ

# かきこマップによる地域情報の共有

アドレス(D) <http://upmoon.tu-tokyo.ac.jp/kakiko/servlet/Kakiko>

## 【カキこまっぷの使い方】

大和市ココ!案内

地図の切り替え【 [大和市全域](#) [地図幅5km](#) [地図幅1500m](#) [地図幅600m\(航空写真\)](#) [地図幅300m](#) 】

見たいものにチェック

- スポーツ文化ココ!
- 教育関係ココ!
- コミセン会館ココ!
- 公園自然ココ!
- コミバス乗場ココ!
- 福祉関係ココ!
- 主な公共施設ココ!

詳しく選ぶ【検索】

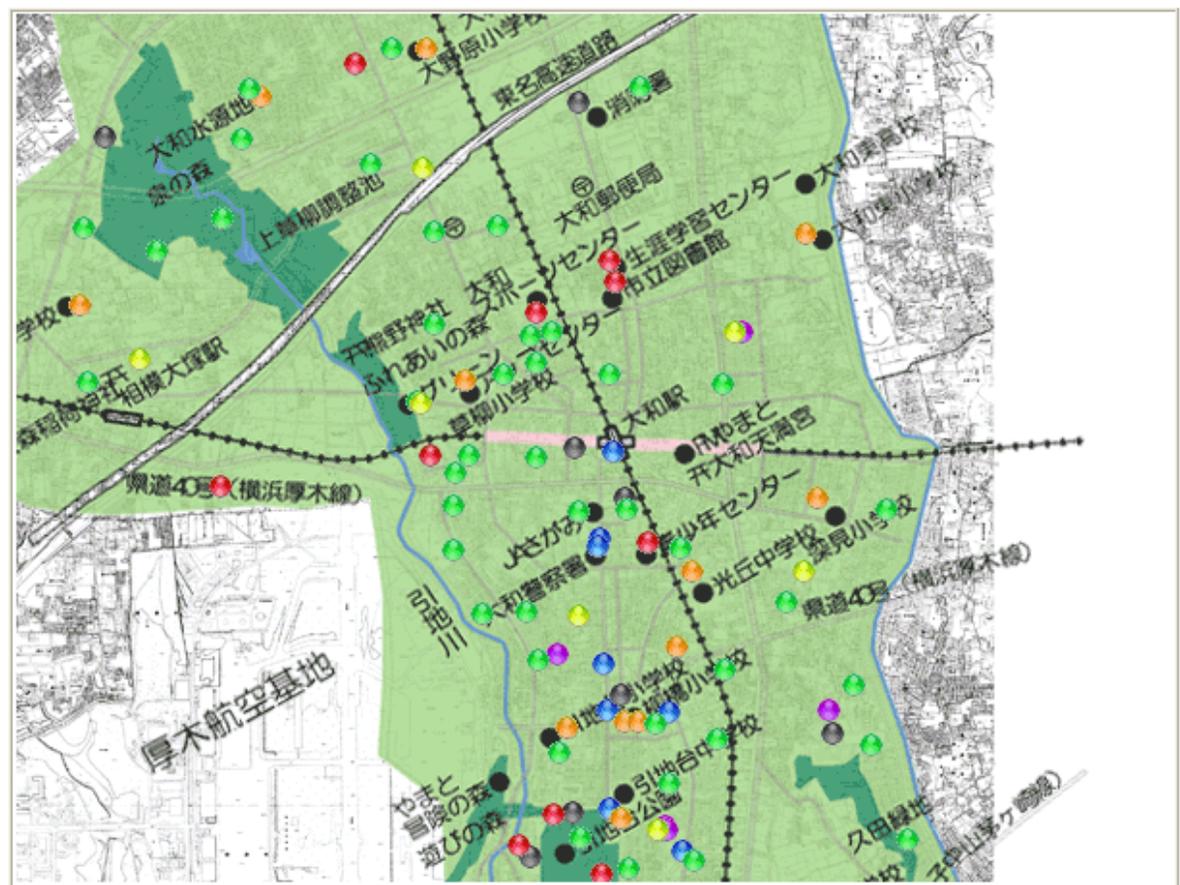
最新の  件

過去  日以内

語句  を含む

条件を指定して  
下のボタンをクリックしてね

- 
- 
- 
- 画面外は検索しない





トップページ >> e絵図@とんだばやし

## Communication Map e絵図@とんだばやし

### ■e絵図(いーえず)@とんだばやしとは?■

e絵図@とんだばやしとは、富田林市が所有するさまざまな地理空間データを利用して、市民のみなさんの生活に必要な情報を、迅速に提供することです。

### ■eとんだばやし絵図@とんだばやしではこんなことができます■

- 市が提供するさまざまな地図や場所などの情報を、選んで見ることができます。
- 住所や公共施設などを指定して、見たい箇所を表示できます。
- 距離、面積、緯度・経度を測ることができます。
- プリンターでの印刷や、画像ファイルとしての保存もできます。
- 表示された地図上で線を引いたり、色を塗ったり、簡単な描画ができます。
- 利用者登録をすれば、自分だけの地図(マイマップ)を作成し保存できます。

### ■e絵図@とんだばやしではこんな地図を提供しています■

【航空写真】 12月末~1月初旬に撮影した航空写真

### ■e絵図@とんだばやしではこんな地図を提供しています■

- 【航空写真】 12月末~1月初旬に撮影した航空写真
- 【標高図】 市内全域を標高で色分けした地図(凡例あり)
- 【地形(線)】 建物 道路 鉄道 川池 等高線 かけ護岸 被覆など
- 【着色(面)】 建物 道路 国道 府道 河川
- 【電車・バス路線】 鉄道路線 金剛バス 近鉄バス 南海バス レインボーバス
- 【大字町丁目】 市域 大字町名 丁目区分 大字町区分(色分け)
- 【施設名称】 注記一般 施設名称
- 【施設マーク】 公共施設等の種別をマークで表示しています
- 【市道幅員】 市道台帳図(凡例あり) 凡そ1/100~1/1000で表示されます。
- 【基準点】 公共基準点 都市再生街区基準点 量測点
- 【ハザードマップ】 水害・土砂災害危険区域など(凡例あり)
- 【文化財マップ】 史跡 名勝 歴史的建造物 埋蔵文化財包蔵地(凡例あり)
- 【都市計画図】 市街化調整区域、用途地域など(凡例あり) 凡そ1/5000以下の縮尺で表示されます。  
※ それぞれの項目ごとに表示/非表示を選択できます。  
※ 赤字の項目は初期設定(デフォルト)が「非表示」になっています。

### 「Communication Map e絵図@とんだばやし」ご利用規約

- #### 「e絵図@とんだばやし」 利用ルール
- 「富田林市ウェブGIS」(以下「本サイト」という。)は、インターネットに接続したパソコン、どなたでも、どこからでも利用できる地図サービスで、富田林市(以下「本市」という。)が提供しています。
  - 本サイトを利用する者(以下「利用者」という。)は、この利用規約を確認し且つ理解し同意し、利用者それぞれの責任と判断において利用してください。また、利用規約のページを過半数に利用された場合にも、同意されたものとみなします。

# GISの本質と住民サービスの向上

- GISは民主主義のツール
- GISは縦割り組織から横断的な組織を必要とする。
- GISは業務効率化に寄与する。
- GISは、住民参加型行政を実現させる。
- GISは、政策決定意志支援をサポートし、住民サービスの向上に寄与する。
- GISは地元産業を活性化させる。

# 政策評価システムとしてのGISの 重要性

- 政策や公共事業の目的や地域別、受益対象者別に**詳細な住民満足調査**を実施しているか。
- **客観的な住民満足度調査**になっているか。
- 行政がいつでも満足調査を容易にできる環境になっているか。または、**行政が常に政策立案プロセスでGISを使用しているか**。(GIS技術の習得の必要性)

# アカウントビリティ( Accountability 説明責任 と GIS

## 総合政策評価システムとしてのGIS

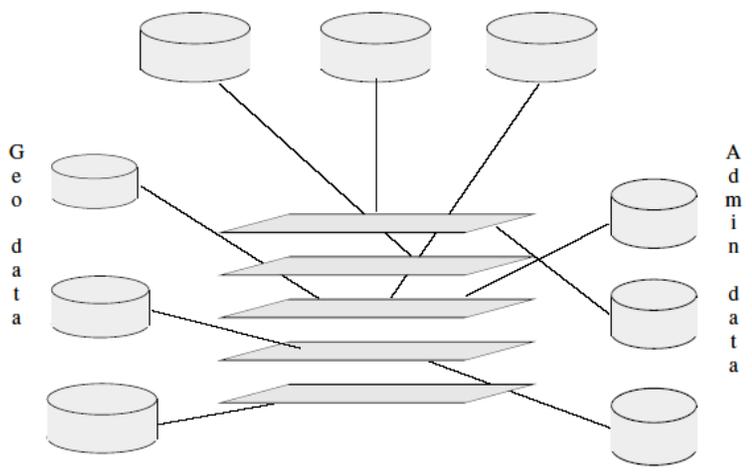
### 電子ガバナンスを支えるGIS (住民—政治家—行政マン)

Accountability, the use of performance indicators and benchmarking are facilitated by these reflexive capacities of icts. In particular, Geographic Information Systems (giss) are promising applications in this respect.

Snellen: *Electronic governance* 193

FIGURE 2  
GIS as an 'informating' tool for interest representation

Basic registrations



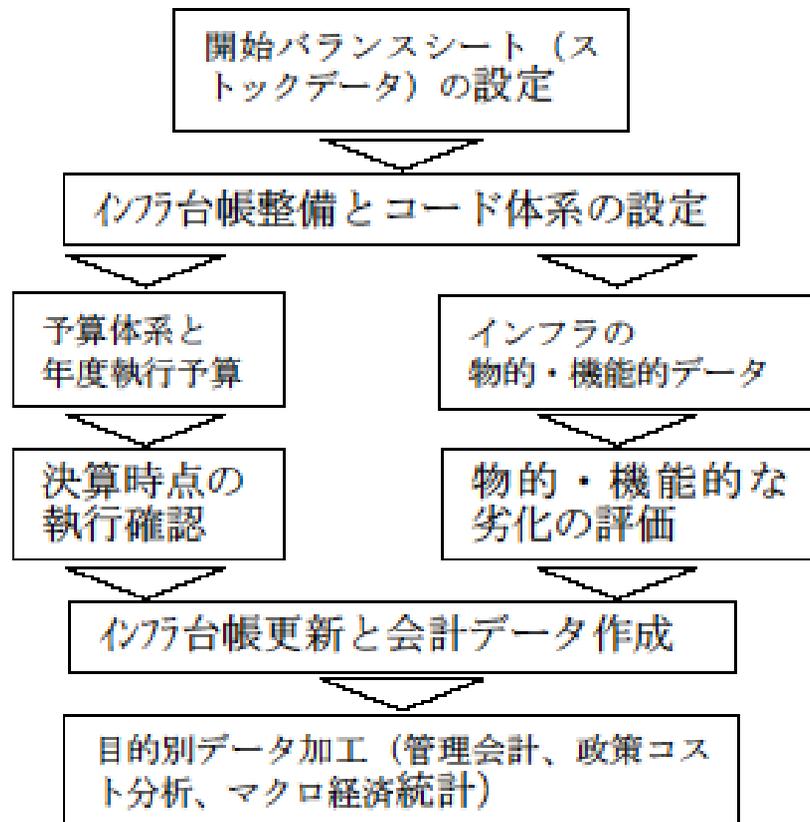
Quality-of-life monitors and geographic information systems are some of the 'marketing tools' they apply.

### 住民の行政満足度とGIS

Ignace Snellen(2002): "Electronic governance: implications for citizens, politicians and public servants" IIAS. SAGE Publications (London, Thousand Oaks, CA and NewDelhi), Vol. 68 (2002), 183-198; 024076

# インフラ会計の導入と維持管理計画における

## アカウントビリティとGIS



+ GIS

台帳管理からインフラ会計のデータベースへ

図-4 インフラ会計のデータ構築イメージ

# インフラ会計とGIS

<http://www.ctie.co.jp/kokubunken/seminar/2/se2.htm> より引用

道路だけに関しても道路台帳、区間変更台帳、トンネル台帳、橋梁台帳、横断歩道橋台帳、路面舗装の台帳と、様々な台帳がありますが、全て対象の区間がばらばらである。

例えば、トンネル台帳に載っているトンネルが道路台帳のどこにつながっているのかはわからない。海岸防災が一番ひどく台帳が全くない。台帳がないということは、どこに何があるかも全くわからないということですから、そもそもアセットマネジメントや、維持更新をする気もなかった。

例えば5年おきに調査をしてやらなければいけないというようなものでは長続きしない。日頃出てくる、毎年の業務の中に出てくるデータでつくれるようなシステムをつくっていかなければいけない。

いずれにしても、予算の方をきちんと整理しなければいけない。今の予算というのは、財務当局の都合でできた予算体系のため、1つの橋の建設にいろいろな費目のお金がつき、決算はその予算ごとに戻ってくるわけですから、この橋は幾らだというのは絶対残らないということである。予算、施設、インフラの体系を整備していく必要がある。

これらをGISシステムで体系立てていくことがこれからの課題である。

# 行政評価の客観性

- 事業評価を客観的にするためには、  
インフラ会計が必要  
そのためには、GISによるインフラ会計の導入  
が不可欠  
単なる台帳管理システムとしてのGISからイン  
フラ会計にも利用可能な施設管理GISへ

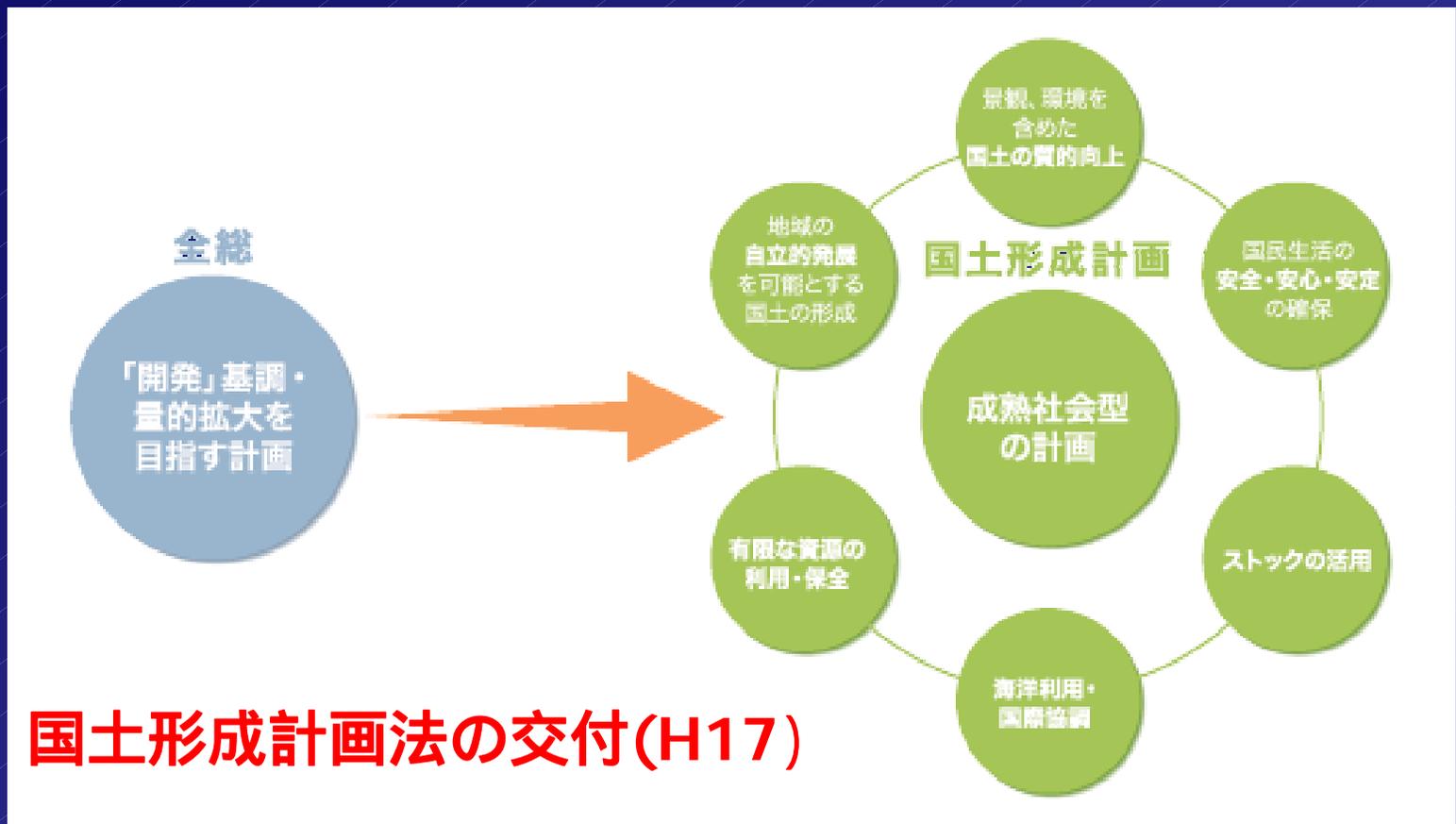


アカウントビリティの質をたかめ 住民サー  
ビスの向上に寄与する。

# 国土づくりの大きな転換とGIS

- 少子高齢化社会における国土計画

## 国土開発から国土形成へ



現在、国土形成計画は以下のような視点から検討が進められている。

<http://www.kokudokeikaku.go.jp/plan/schedule.html> より引用



インターネットでつくる国土計画(国土計画局)

そのために新しいITフレームが必要

NSDIとWebGIS、 電子政府と電子国土

# GISによる住民参加型調査

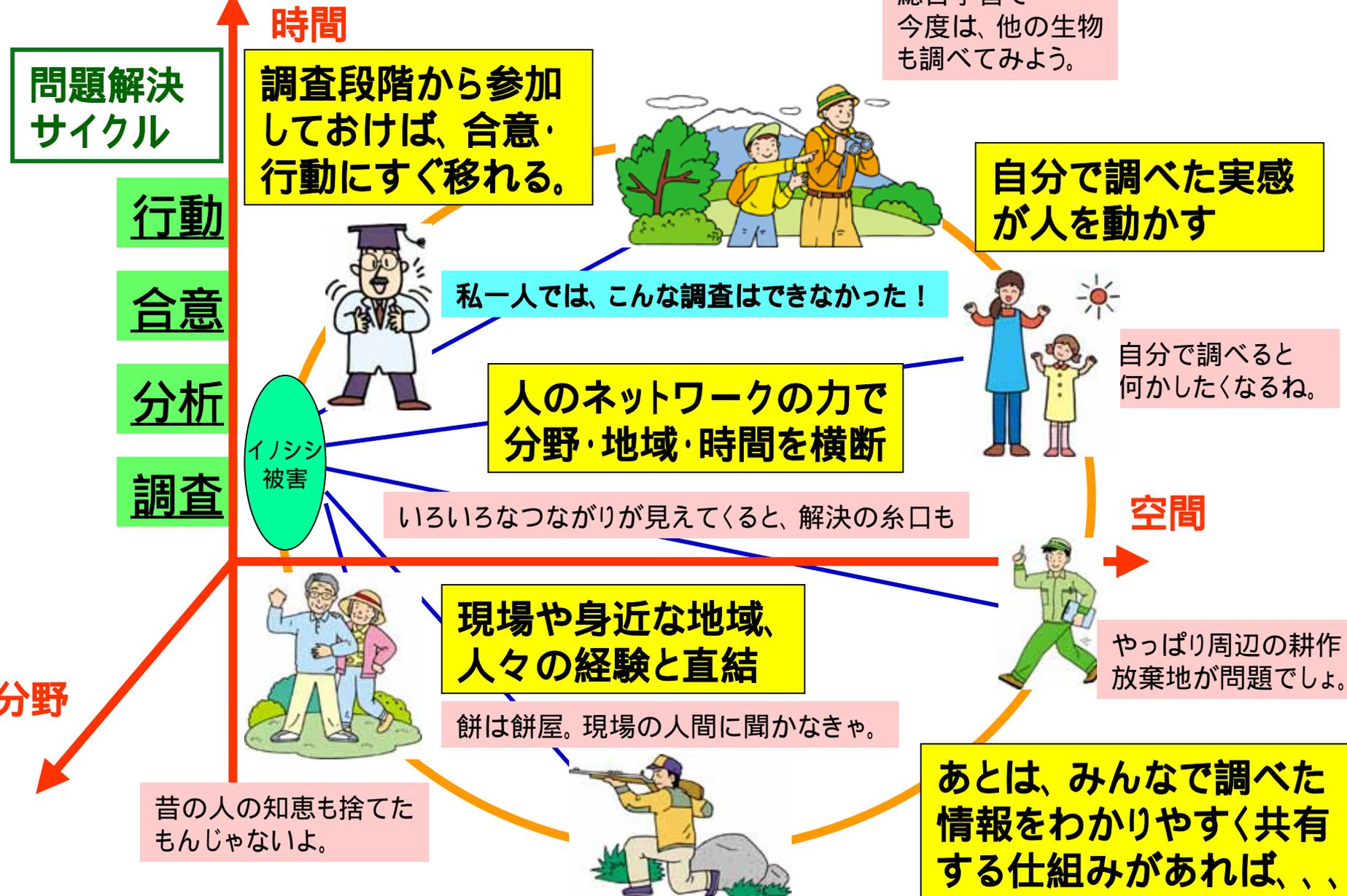
- 国土計画や土地利用計画を住民主体にするためには、従来の調査のあり方を検討し、**住民が参加可能なようなWebGISを利用した調査手法を考える。**
- 専門家による国土形成計画だけでなく、住民による身近な調査から土地利用、集落問題なども立案する必要性



**住民サービスの向上とWebGISによる住民参加型調査**

# GISによる住民参加型調査は、住民を主人公とした地域運営の第一歩

藤山浩氏(島根県中山間地域研究センター)スライド引用





# 電子政府・電子国土と21世紀GIS

GISは、21世紀の人間にいったいどのような恩恵をあたえるのか？

GISを活用した効率的で質の高い行政サービスとは何か。

## 電子政府と電子国土の重要性

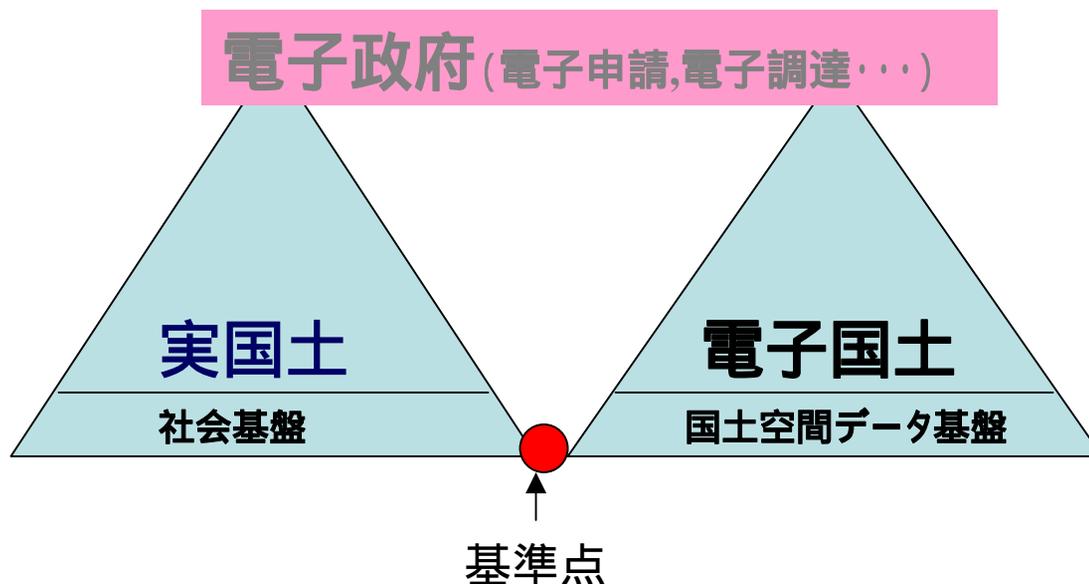
### 2種類の社会基盤整備(公共事業の質的变化)

現実社会の社会基盤(道路、公共建物、河川構造物・・・)

現実国土

サイバー社会の社会基盤(電子道路、電子公共建物・・・)

電子国土



## 2. 地理空間情報活用推進基本法

- 2007年5月23日 法案可決・成立
- 2007年5月30日 公布(法律番号63)

**法公布後3ヶ月以内に施行(8月29日)**

**地理空間情報の位置を定めるための基準となる位置情報**

**を定める国土交通省令(法第2条第3項):施行日と同日**

**基盤地図情報の整備に係る技術基準を定める国土交通大**

### 地理空間情報活用推進基本計画の策定

基本計画のパブリックコメント 10月ごろ

関係閣僚会議での了承 11月ごろ

閣議決定 11月ごろ

# 地理空間情報活用推進基本法 推進体制の整備

- 関係閣僚会議の設置(2007年9月頃)  
関係閣僚会議の下に局長級の幹事会を設置
- 現在の測位・地理情報システム等推進会議  
を発展的に移行
- 産官学からなる協議会の設置:9月頃

# 地理空間情報活用推進基本法の重要性

## 愛称は NSDI法

(National Spatial Data Infrastructure;国土空間データ基盤法)

この法律は、NSDIをいかに恒常的に国家として整備し、更新し、そして国民の豊かな生活と安心・安全な生活を実現するために活用するかという21世紀の国家の社会基盤整備の基本を示したものである。

国土空間データ基盤とは、骨格的なGISデータだけでなく、GISデータの整備やGISサービスの提供を推進する組織、人材、教育、技術を含む広義の社会情報基盤であることを理解することが重要

# 米国の電子政府と国土空間データ基盤整備

IT産業.GIS産業の育成

情報セキュリティ政策1998

情報公開法1998

電子政府プログラム1997

デジタル地域社会政策  
1998

デジタル地球1998

NSDI大統領令1994

情報技術による行政改革(電子政府)1993

国土情報基盤(NII)1993

1993

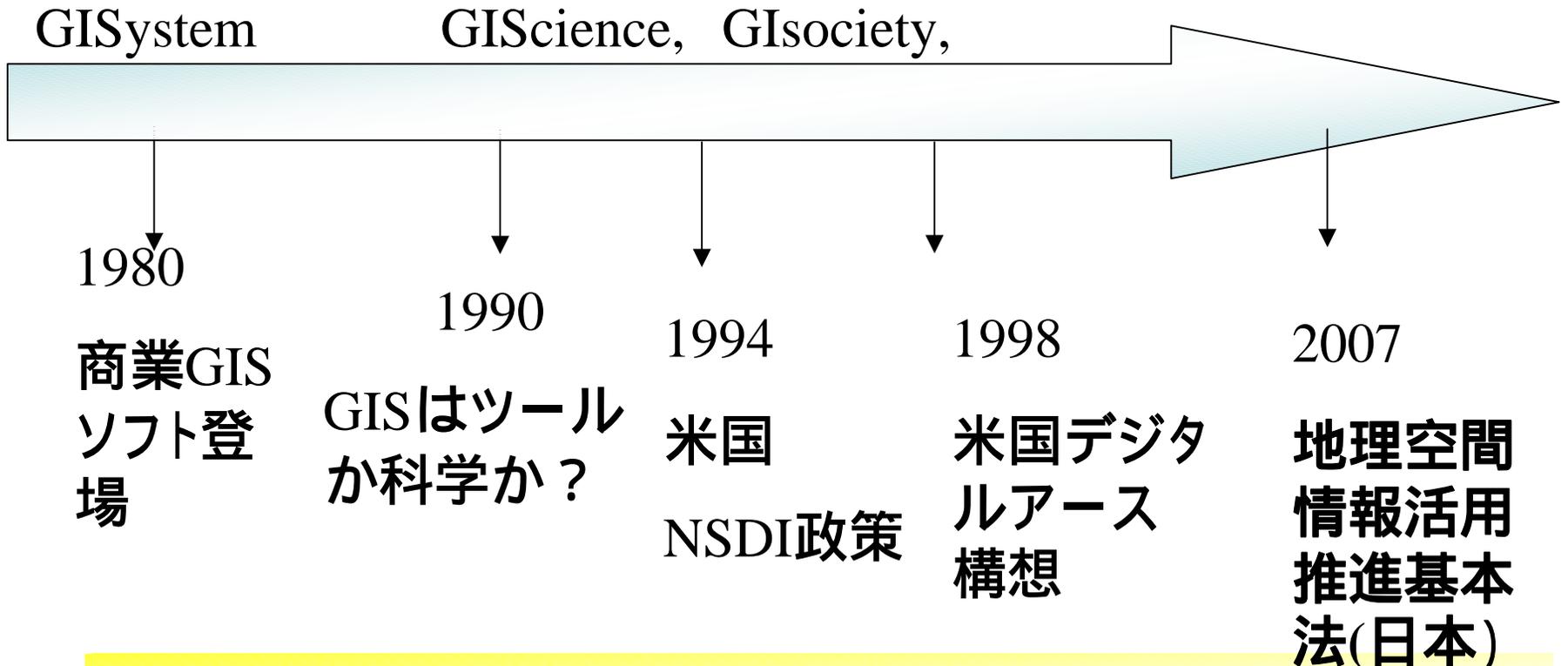
1994

1998

2000

インターネットの普及

# 米国におけるNSDIとGISの進化



GISは、行政業務効率化/空間分析/意思決定支援システム

GISは社会情報基盤

GISは、世界/地球の情報  
プラットフォーム

# GIS関係省庁連絡会議の取組みの経緯

平成 7年 9月 **「地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議」** 設置

平成 8年12月 **「国土空間データ基盤の整備及びGISの普及の促進に関する長期計画」** 決定

1996 ~ 1998年の基盤形成期,  
1999 ~ 2001年の推進期,  
2002 ~ 2005年の発展期)

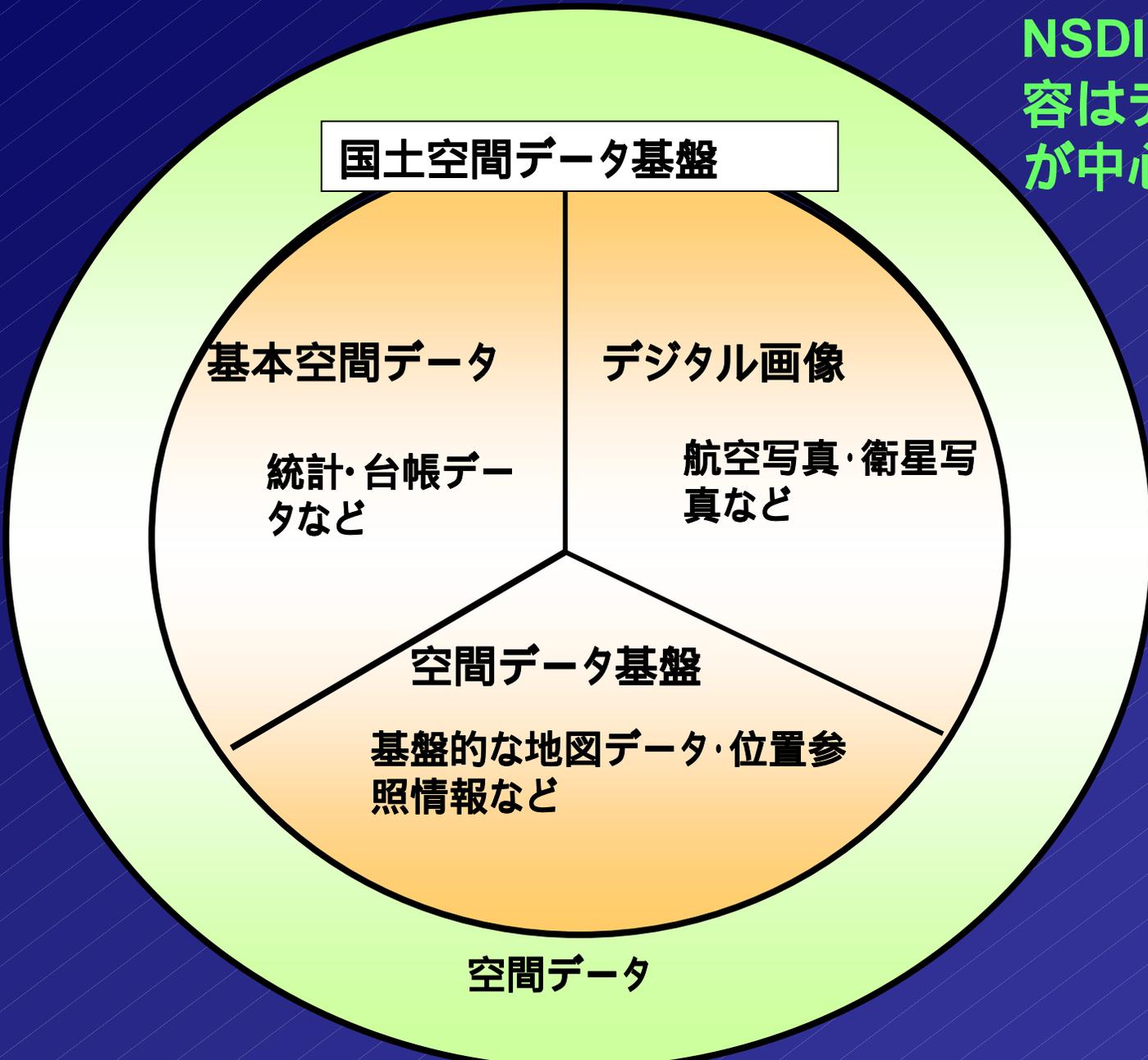
平成11年 3月 **「国土空間データ基盤標準及び整備計画」** 決定

平成12年10月 **「今後の地理情報システム (GIS) の整備・普及施策の展開について」** 申し合わせ

平成11年 3月

# 「国土空間データ基盤標準の内容」

NSDIの内  
容はデータ  
が中心



平成17年 9月 「測位・地理情報システム等推進会議」の設

置に伴い、

「地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議」を廃止

平成19年3月 「測位・地理情報システム等推進会議」  
「GISアクションプログラム2010 -高度な地理空間情  
報  
活用社会を目指して-」を策定

平成19年5月 「地理空間情報活用推進基本法」制定

# 地理空間情報活用推進基本法の基本理念

基盤地図情報、統計情報、測量に係る画像情報等の地理空間情報は  
国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を図るための不可欠な基

## 「地理空間情報」とは

空間上の特定の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む)とこれに関連付けられた情報。

水域や空域においても特定の位置を示す情報とこれに関連付けられた情報は地理空間情報である。

## 「基盤地図情報」とは

電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる情報で電子化されたもの。

道路や鉄道のように場所の目印となり、または三角点のように地図作成の基準となる。

## 「地理情報システム」とは

地理空間情報を電子地図上で一体的に処理する情報システム。

大量の地理空間情報の場合や他の情報との複雑な照合が必要な場合であっても、分析結果を視覚的に表現することにより、迅速かつ的確な判断等が可能となる。

1. 地理空間情報(空間上の位置を示す情報(当該情報の時点情報を含む)等)の整備・提供、地理情報システムや衛星測位の利用推進、人材育成、関係機関の連携強化等による総合的・体系的な施策の実施。

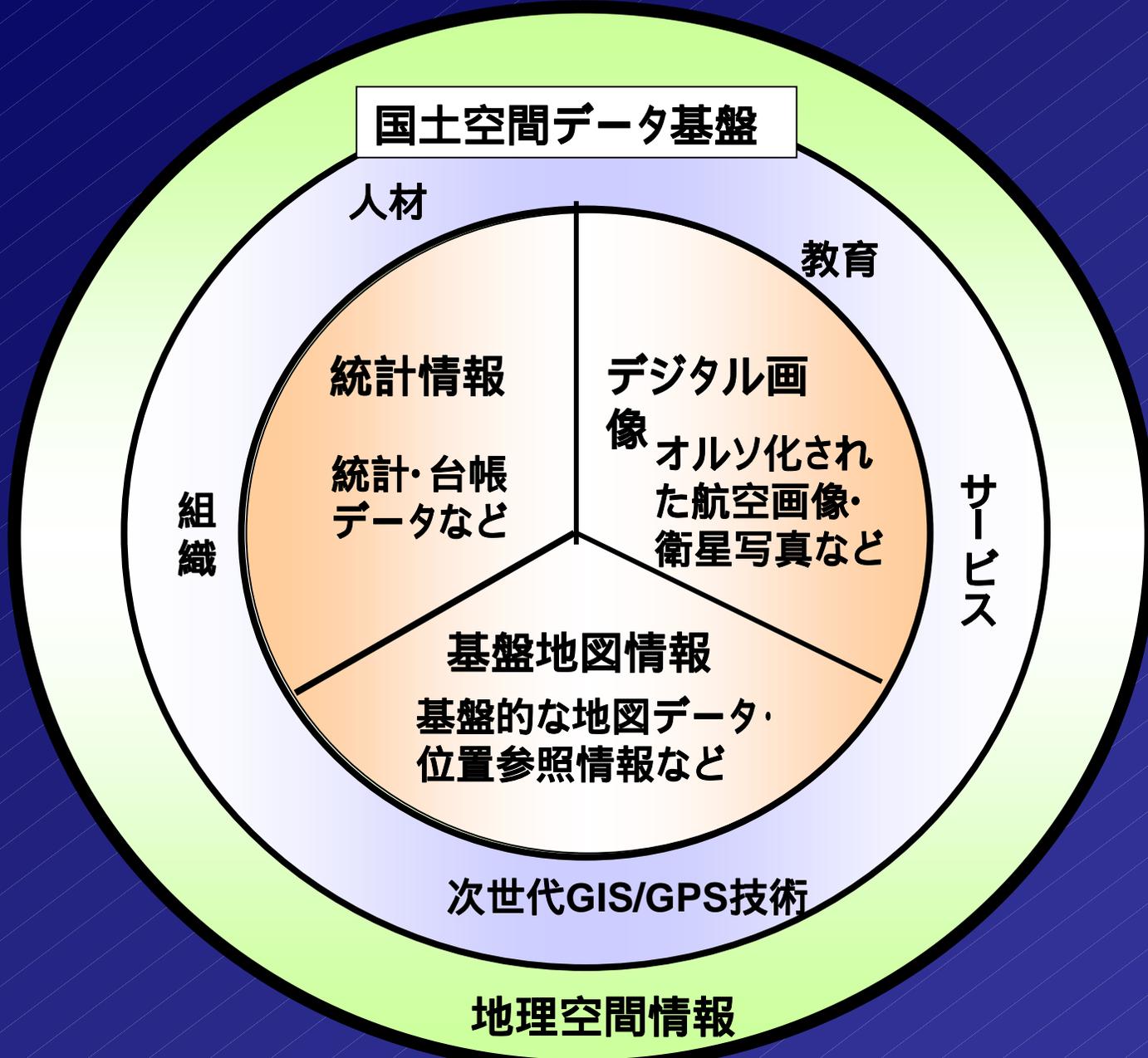
(国土空間データ基盤(NSDI: National Spatial Data Infrastructure)の形成)

2. 地理空間情報の活用の推進に関する施策が相乗効果を発揮するよう、関係施策を実施。
3. 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境の確保。
4. 効果的・効率的な公共施設の管理、防災対策の推進及び国土の利用・整備・保全、国民の生命・身体・財産の保護。
5. 行政運営の効率化・高度化。
6. 多様なサービスの提供。
7. 多様な事業の創出と発展及び環境との調和。
8. 民間事業者の技術提案及び創意工夫の活用。
9. 個人の権利利益侵害、国の安全の確保への配慮。

(国土交通省資料引用)

平成19年5月

# 「地理空間情報活用推進基本法制定



NSDIとして基盤データだけでなく。人材、教育、組織、サービス、技術を明示

# GIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会

WG概要(平成16年度取組み項目、構成団体)

## WG1 空間基盤データの整備と更新

- ・大阪府版公共測量作業規程の構築
- ・測量法第45条及び第47条の適用に向けて
- ・随時更新の可能性についての検討
- ・共同事業の実施に向けた活動

＜構成……21団体＞ H16. 4末現在

堺市、豊能町、羽曳野市、藤井寺市、門真市、河南町、高槻市、大東市、富田林市、豊中市、東大阪市、吹田市、八尾市、泉佐野市、大阪狭山市、柏原市、阪南市、大阪市建設局、大阪府測量設計業協会、大阪土地家屋調査士会、大阪ガス、オージス総研

[http://www.pref.osaka.jp/doboku/23cals\\_ec/cals\\_g/wg.pdf](http://www.pref.osaka.jp/doboku/23cals_ec/cals_g/wg.pdf)

## WG2 コンテンツの整備と流通

- ・道路台帳の整備と維持管理業務での有効利用
- ・道路調整会議のモニター評価の実施
- ・道路法34条協議のモニター評価の実施
- ・道路法32条申請システムのモニター評価の実施
- ・道路交通法に関わる協議図書の電子化

＜構成……31団体＞ H16. 4末現在

枚方市、堺市、豊能町、羽曳野市、藤井寺市、箕面市、門真市、忠岡町、河南町、高槻市、四條畷市、大東市、富田林市、豊中市、東大阪市、熊取町、吹田市、八尾市、泉佐野市、大阪狭山市、柏原市、泉南市、阪南市、大阪市建設局、大阪ガス、関西電力、NTT西日本、NTTインフラネット、NTTネオメイト、ケイオプティコム、オージス総研

## WG3 GIS地域推進母体検討

- ・官民共用の空間データの整備・更新
- ・共同アプリケーション構築
- ・運営主体検討

＜構成……24団体＞ H16. 4末現在

箕面市、高槻市、豊中市、吹田市、門真市、四條畷市、東大阪市、八尾市、堺市、高石市、泉佐野市、阪南市、羽曳野市、藤井寺市、河南町、富田林市、大阪狭山市、大阪ガス、関西電力、NTT西日本、NTTネオメイト、NTTインフラネット、大阪府測量設計業協会、大阪土地家屋調査士会、オージス総研

# GIS技術資格制度

GIS技術資格認定局ホームページ:トップページ - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H) Google G ぶるぞと地理情報センター Settings

戻る 検索 お気に入り アドレス(D) http://wwwsoc.nii.ac.jp/gisa/gis 移動

## GIS技術資格認定局

Home last update 2007.04.16

専門技術者認定とは 教育主催者認定とは サイトマップ

### ようこそ！GIS技術資格認定局へ

このページでは、最新情報などGIS技術資格認定局全体の紹介をします。

- + GIS技術資格認定局(GISCD)とは  
地理情報システム学会(GISA)の下部組織であり、専門技術者の認定及び教育主催者の認定を行うための組織です。  
-----+ 認定制度について紹介する、パンフレットをダウンロードすることができます。  
-----+ 組織の詳細については、[GISCDについてのページ](#)でご確認ください。
- + GIS専門技術資格認定制度とは  
GIS技術資格認定制度とは、GIS技術を資格として認定するための制度の総称であり、GISに関する教育の履修や実務経験及び貢献を認定する「**専門技術者認定**」とGISに関する教育プログラムを提供する教育主催者を認定する「**教育主催者認定**」に分類されます。  
-----+ **専門技術者認定**とは  
-----+ **教育主催者認定**とは
- + 認定資格の呼称について  
専門技術者認定によって認定された技術者には、**GIS上級技術者**の資格が授与されます。  
なお、本制度により認定されたGIS上級技術者の氏名等を本ホームページ内で公開しています。
- + お知らせ  
2007-04-16  
GIS上級技術者として認定された技術者の専門分野のキーワードをホームページ上で順次公開しています。  
また、認定証のデザインをリニューアルしました。新しいデザインは[こちら](#)からご参照いただけます。

ページが表示されました インターネット

スタート スタートアップ 受信トレイ 2 Micros... 7 Interne... ワンボタン... 一般 Norton 21:24

# 地理空間情報活用推進基本法

## ● 一、基本理念

地理空間情報(空間上の位置を示す情報等をいう。)の活用の推進に関する施策に関し、総合的かつ体系的な施策の実施、信頼性の高い衛星測位(人工衛星の信号を用いてする位置の決定等に関する情報の取得をいう。)によるサービスを安定的に享受できる環境の確保、防災対策の推進、行政運営の効率化・高度化、国民の利便性の向上、多様な事業の創出、民間事業者による技術提案・創意工夫の活用、個人の権利利益・国の安全への配慮等の基本理念を定める。

## ● 二、国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体の責務等について定める。

## ● 三、地理空間情報活用推進基本計画等

# 地理空間情報活用推進基本法

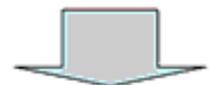
## ● 四、基本的施策

- 1 地理空間情報の活用の推進に関する施策の策定及び適正な実施に必要な調査・研究、知識の普及、**人材の育成、行政における地理空間情報の活用、個人情報**の保護等に係る施策について定める。
- 2 地理情報システム(電子地図上で地理空間情報を一体的に処理する情報システムをいう。)に係る施策について、**基盤地図情報**(電子地図上の地理空間情報の位置を定めるための基準となる位置情報をいう。)**の整備、地図関連業務における基盤地図情報の相互活用、国が保有する基盤地図情報の原則無償提供等**に関する規定を設ける。
- 3 衛星測位に係る施策について、地球全体にわたる衛星測位に関するシステムの運営主体との連絡調整、衛星測位に係る研究開発並びに技術及び利用可能性に関する実証、その成果を踏まえた衛星測位の利用促進等に関する規定を設ける。

## 基盤地図情報の整備・更新

### 基盤地図情報整備の基準・ルールの策定

- 基盤地図情報の要求精度、品質確保の仕組み等の基準・ルールを2007年度なかばまでに策定
- 公共測量作業規程準則の2007年度中の改定

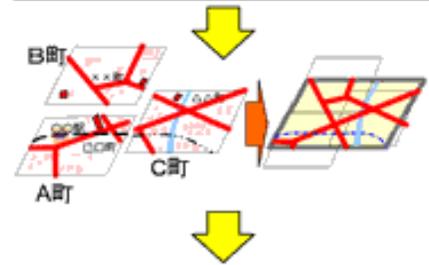


**基盤地図情報とは**

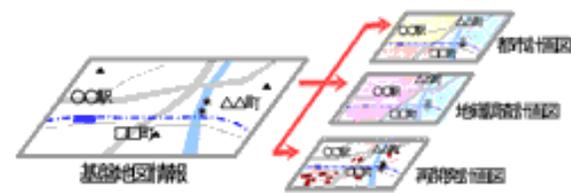
- ・基準点、海岸線や道路、標高などの骨格的地図データ
- ・官民の多様な主体が共通に使えるデータとなる
- ・また、他の地理空間情報の位置の基準となる



技術的な基準  
(項目の統一、精度の確保等)



目的に応じて様々な地理空間情報  
を上乘せ



効果

- 都市計画、固定資産税、下水道管理、道路管理などの各業務で作成している地図から、基盤地図情報を抽出し、共用する
- 各業務では、基盤地図情報を活用し、各業務固有のデータだけを整備し、地図整備を効率的に行う
- 共通の基盤地図情報をベースにするため、各業務固有のデータも重ね合わせができ、情報の共有化が可能となる

地方自治体では、基盤地図情報整備に関する部署が必要

## 基盤地図情報提供のワンストップサービス(国土地理院)

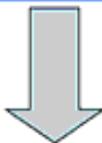
都市計画基本図などの公共測量成果を自治体等から収集



市町村境界での接合を行い、シームレスな基盤地図情報を整備



国土地理院からワンストップで提供  
(基盤地図情報を原則としてインターネットで無償で提供)



← 測量成果の複製・使用手続きの合理化

測量法改正案(第166国会に提出)

国、地方公共団体、民間等での利用促進

ワンストップサービスは、電子国土Webで実施される。

地方自治体は、庁内人材の電子国土Webの利活用に関する技術講習なども必要

## 地籍図・登記所備付地図の整備の推進

### 都市再生街区基本調査の実施（2004～2006年度、国土交通省）

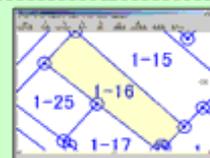
人口集中地区のうち地籍調査未実施の地区（721市区町。約10,100km<sup>2</sup>）で、地籍調査を実施するための基礎的条件を整備。

- ・街区基準点（200m間隔）の設置
- ・街区角の位置の測量
- ・境界関連資料の収集、データベース化
- ・地図に準ずる図面の電子化



### 今後の地籍整備の方針

- ①極めて精度が高い「地図に準ずる図面」  
→地籍調査を経ずに簡易な手法で登記所備付地図にする
  - ②現況と一定程度一致する「地図に準ずる図面」  
→土地活用促進調査を実施するほか、市区町に地籍調査の実施を強力に働きかける
  - ③土地の並び順も含め大きく現況と異なる「地図に準ずる図面」  
→地籍調査や法務省の登記所備付地図作成作業を行う
- ・筆界特定制度（2005年度導入）や裁判外紛争解決制度（ADR）を活用して地籍の明確化を推進



### 登記所備付地図等の電子化

法務省は2010年度までに登記所備付地図と「地図に準ずる図面」を電子化

連  
携  
互

## 基盤地図情報の整備

都市再生街区基本調査の成果（基準点、地籍調査素図）が国から移管されたときに地方自治体などでこれらの情報を管理更新する体制を作る必要がある。基盤地図情報整備と関連した部署が同一部署 地籍と基盤地図情報を連携させた体制が必要

# 資本主義社会の3つの要件

すべての財と労働力を商品とする

商品経済社会

生産のための建物・機械・土地などを私有財産とする

私有財産制度

利潤を追求する経済活動は自由であるという

競争市場



地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)で重要なことは、**21世紀のIT社会における私有財産制度のIT化の基本**を示していること。

GISはそれを実現する技術であり、管理技術でもある。

# 不動産登記法の改正(平成17年3月)

- 不動産登記におけるオンライン申請の導入  
(e-Japan構想)

登記原因証書及び申請書副本の廃止と登記原因証明情報の

提供の新設

登記済証(権利証)制度の廃止と登記識別情報の導入

保証書の廃止と事前通知制度及び資格者による本人確認情報制度の新設



改正に伴う表示に関する登記での大きな変更点は何か。

登記事務のうち、**不動産登記**、**商業法人登記**等の甲号事務(登記申請等事件処理)、**地図整備関係事務及び筆界特定事務**は、いずれも資本主義経済の基礎をなす**私有財産制を支える重要なインフラ**であり、しかも、私人の権利義務の存否・消長に多大な影響を与える権力的なものであって、**厳正・公平・中立**に、**全国統一的**に行うことが必要な事務であるから、**国が自ら主体となって直接実施する必要がある。**

**不動産登記**は、国民の最も基本的かつ**重要な財産である不動産**について、その物理的現況と権利関係を明確にして**取引の安全を図る制度**であり、また、**商業法人登記**は、権利義務の主体となる**会社・法人を創設**し、その組織と業務内容を明らかにして、**経済秩序を維持するものである。**このように、登記は、不動産や法人を法的に管理し、取引や経済活動の基盤を形成し、金融や不動産取引の円滑な運営を支えるとともに、徴税や各種の**国家政策の基盤**となっているものであり、その管理及び運営は、**国が自ら行う必要がある。**

(法務省ホームページより引用)

[youkaku.go.jp/genryoukourituka/dai8/siryou1\\_1.pdf](https://youkaku.go.jp/genryoukourituka/dai8/siryou1_1.pdf) より

分筆の登記では、分筆後の土地のすべてについて地積の求積方法、筆界点間の距離及び筆界点の座標値を明らかにすること。

(規則第77条、準則第72条)

座標値は、**基本三角点等による測量の成果に基づく筆界点の座標値**(近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあつては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値)を記載すること。

(規則第77条第1項7号)



つまり、地積測量図の作成にあたっては、原則として、基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点測量が必要。

電子政府時代の地積測量図の管理に**GIS**を使用するためには、測地系座標値が必要  
基本三角点(基準点)を位置参照点として地積測量図(筆界)と他の測量図(例えば官民

境界:道路)の重ね合わせが**GIS**で可能

地積測量図の品質評価も**GIS**でチェックが可能になる。

電子申請される地積測量図から地図つまり筆界(国土空間データ基盤)の整備と更新が

現在，登記所に備え付けられた図面のうち，土地の位置及び境界を特定することができる**地図(不動産登記法第14条第1項所定の地図。以下「登記所備付地図」という。)**は，56%にすぎず，国土の約5割近くは，明治初期の地租改正の際に作成された旧土地台帳付属地図等によっており，とりわけ都市部における登記所備付地図の整備状況は2割を下回っており，登記所備付地図の整備が著しく遅延している状況にある。このため，都市再開発等において，境界確認や測量に膨大な時間を要する等，**地図整備の遅延が都市再生施策の推進**を阻害する大きな要因となっている。

このような状況を踏まえ，平成15年6月に，内閣に設けられた都市再生本部において，**「国において，全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する」**旨の方針が打ち出され，同方針に基づき，法務省と国土交通省が連携して，各種の地図整備事業を推進することとされた。

法務局においては，平成16年度から，  
法務局自らが行う登記所備付地図作成作業，  
DID地域における地籍調査事業への積極的関与，  
基礎的調査及び地籍調査素図の整備への**協力等の事業**を実施している

法務省 H18 4 / 7



**都市再生施策(都市再生街区基本調査)**からIT国家の国土空間データ基盤整備施策(**地理空間情報活用推進基本法**)へ

# 都市再生街区基本調査の重要性

- 街区基準点の整備
- 街区基準点と街区点を使用したGISによる公図と街区の位置合わせ
- 地籍調査素図の作成

## DIDにおける基準点の整備

不動産登記法改正で必要な登記測量の三角点整備(基準点整備)

地積測量図から14条地図作成へ、地積測量図からNSDIである筆界の整備

都市再生街区基本調査の考え方は、GISモデル実証実験の成果とGIS大縮尺空間データ官民共有化推進協議会の活動がその根底にある

1/500レベルのベクトル地図整備



民間の既存地図の有効利用

(道路台帳付図から作成された大阪ガスのベクトル地図

品質評価が必要

更新の仕組みが必要

豊中高槻方式

## 更新作業効率をあげるには

- 定常的に**データ更新を扱う体制**があるほうが効率的
  - 定常的なライン作業としての更新作業
  - 前後作業がスムーズ
  - 規模のメリット
- 納品ルールの確立
  - 共通地物項目と整合性のある測量レイヤ構成
  - 図式ルールづくり
  - 位置参照点活用

今回の実証実験で、CADベースの地図、測量CADデータからGISデータメンテナンスを効率的に行う方法が実証され、**運営主体による更新体制が整備**されれば効率的な随時更新が可能

# 更新における課題

大阪ガス:山内氏スライドを一部加工しています。

CADデータを測量CADデータに

## ➤ 確定測量の実施

測量CADデータの内容をもとに現地確認を行ったところ、**工事中の箇所**があった。当該箇所の測量データに記載されている地形については、**設計段階の地形**が使用されている可能性がある。

官民共有地図として取り込む対象としては、**確定測量を実施**した地形データでない、地図データと現況に座標差、地物の有無等の不具合が生じる可能性がある。測量データに現況・設計等がわかるフラグ情報等があれば精度・作業効率が向上する。

## ➤ GISデータへの加工

測量CADデータをGISデータへ加工する際、「**大阪府GIS大縮尺空間データ地物要件定義**」に従って行った。道路、歩道、側溝等の線状地物は容易に取り込めたが、人工斜面等の補助線、被覆など、地物の表現に関するデータ加工に時間を要した。大縮尺の図式を再検討する必要があると思われる。

# 基盤地図情報整備と地籍図・登記地図の関係

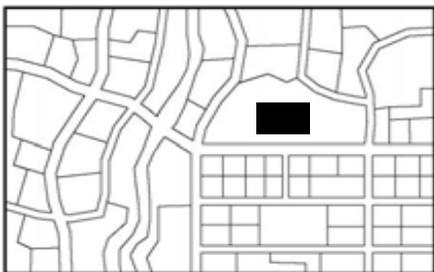
デジタル化された地籍図・登記地図を元データとして、基盤地図情報を整備する

登記地図は平成22年度までにデジタル化予定

地籍調査等の作業工程上で、基盤地図情報の基準点、道路縁(街区の形)のデータを活用

地籍図・登記地図と整合した基盤地図情報を利用して都市計画図などの各分野の地図を作成することにより、各分野の地図と地籍図・登記地図の情報がずれなく重なる。

地籍図・登記地図



地籍図・登記地図があると、基盤地図情報整備に当たり、精度の高い地籍・登記地図の活用により、基盤地図情報の精度を高める

基盤地図情報があると、地籍調査の、資料収集作業が効率化  
基準点の情報は地籍図の測量に役立つ  
道路縁(街区の形)の情報等を地籍図作成工程で活用

基盤地図情報



基盤地図情報



地籍図を元に基盤地図情報を整備するなどにより整合

基盤地図情報を持ちいて作成

都市計画図



地籍図・登記地図



都市計画図と地籍図・登記地図の重ね合わせ



共通の基盤地図情報に整合して作成されているのでずれなく重なる

本法案では、地籍調査、不動産登記を含め、各行政分野での基盤地図情報の共用を進めるため、**都市計画、公共施設の管理、地籍調査不動産登記など、地図の利用が必要な行政の各分野において、既存の基盤地図情報の相互活用**なることを規定(第17条)。

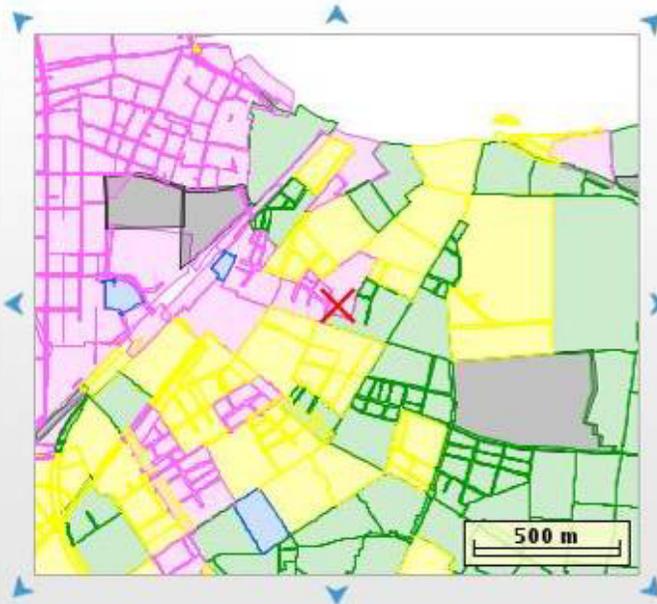
# 都市部の公図の6割に大きなずれ (都市再生街区基本調査の暫定集計値)

国土交通省  
都市部における公図と現況のずれ公表システム

国土交通省スライド引用

○ クリックした位置が中心に移動します。(左右の地図が一緒に移動します。)

○ 公図・現況図



凡例

- 精度の高い地域
- ずれのある地域
- 極めて大きなずれのある地域
- 小さなずれのある地域
- 大きなずれのある地域

○ 参照用地図



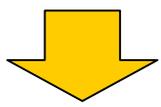
凡例

- 14条第1項地図整備済み地域(平成17年3月現在)

都市部における公図と現況のずれをインターネットで公開(本年11月より順次公表)

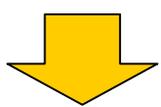
基準点網を設置

都市再生街区基本調査により完了  
(人口集中地区)



行政が主体となり面的・集中的に官民境界を調査

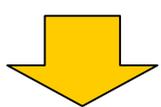
国直轄による都市再生街区基本調査  
(土地活用促進調査)  
市町村が行う地籍調査  
(官民境界等先行調査)



整合のとれた  
情報を整備

基準点網を維持・管理

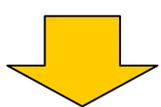
並行して境界に関する情報の収集を市町村  
が行う場合、**基準点網の維持・管理費用が負担金の対象に(図根点先行設置調査)**



調査成果の現地  
復元に必須

住民等に対し官民境界の座標を提供

申請者主義の問題が解決  
= 住民からの評価



民間等による民民境界の測量成果が蓄積

情報蓄積が進むことで更なる  
活用が可能に

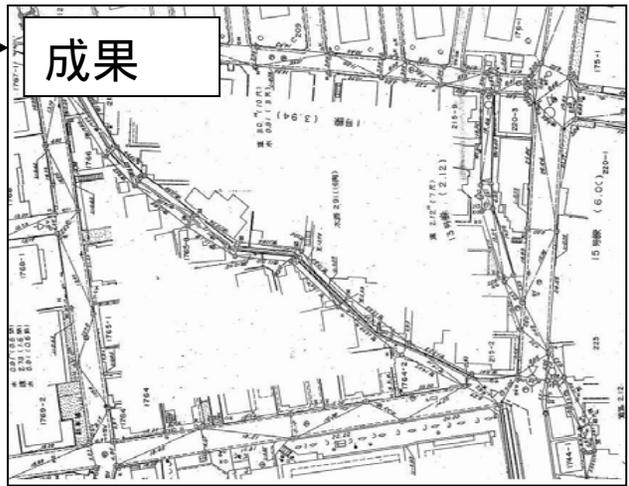
# 都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)・・・国直轄調査

(提供いただく情報等)

(二通りの表現の電子データ及び紙資料が成果)

ベースとなる既存の道路台帳・管理図等

座標付与及び確認  
面積確認



【バックデータを記載した詳細図(イメージ)】  
( 1)ベースとなる資料の加工は成果を適切に表示するために必要な範囲で実施。  
( 2)各データは必要な部分を抜き出せる状態で格納。

市区町から提供頂く資料

公共事業確定測量図

官民境界確認図

2項道路位置図

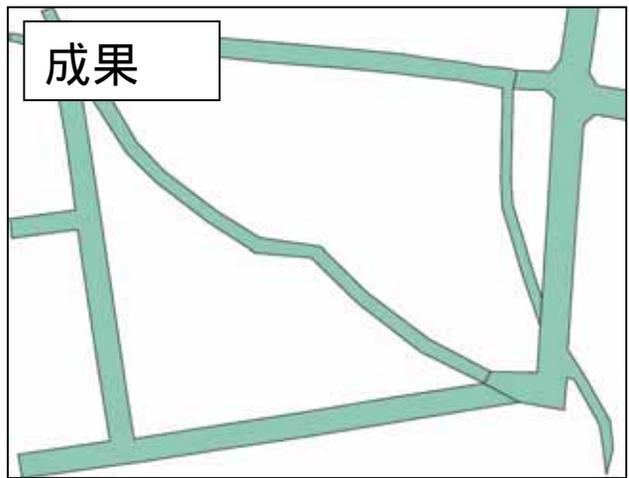
その他保管図面

登記所から国の調査関係者が収集する資料

公図・地積測量図

土地登記簿(主に登記面積を使用)

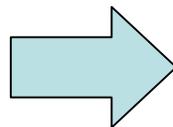
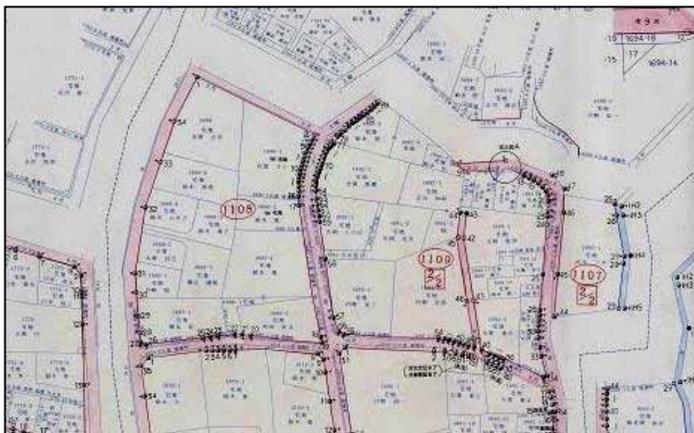
国土調査課資料より引用



【市区町の推定線のみ表示した成果図(イメージ)】

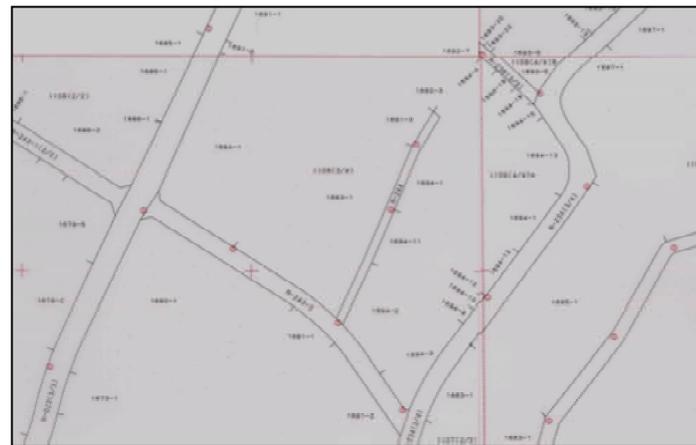
# 官民境界等先行調査・・・地籍調査費負担金により市町村が実施

国土調査課資料より引用  
【公図】



官民境界を  
対象として  
立会い調査

【官民境界の調査図】

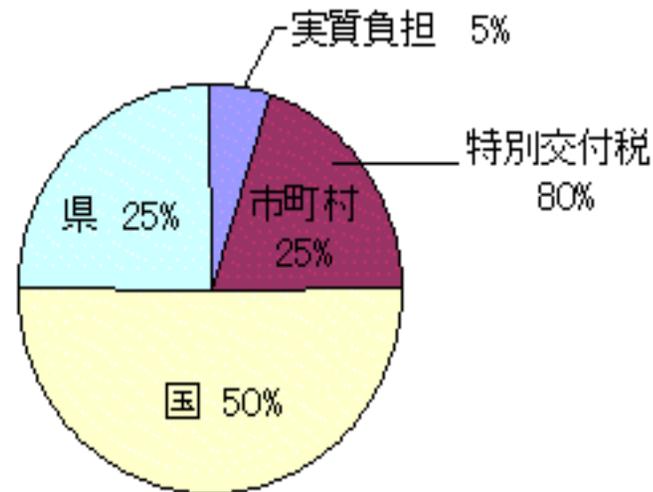


## 地籍調査とは？

市町村が行う土地の境界の調査。

調査に係る費用の50%を国、25%を都道府県が負担し、市町村の負担は25%。（住民負担はなし。）

市町村負担分の80%に対して特別交付税が交付されるため、**市町村の実質負担は事業費の5%。**



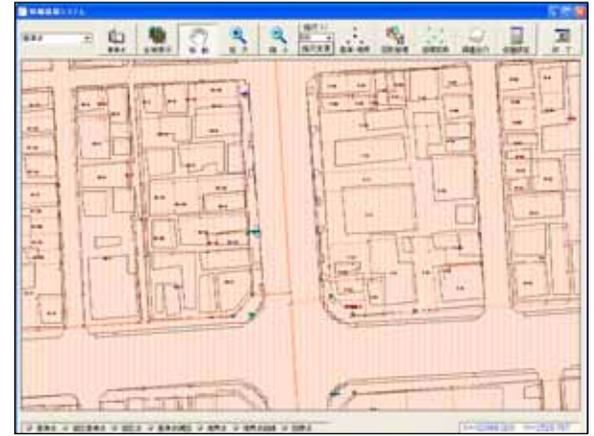
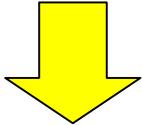
国土調査課資料より引用

# 図根点先行設置調査・・・地籍調査費負担金により市町村が実施

## 基準点網の整備

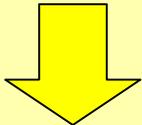
- ・都市再生街区基本調査で実施済
- ・地域の特性に応じて更に高密度に基準点を設置することも可能

## 情報蓄積のためのコンピュータソフトの導入

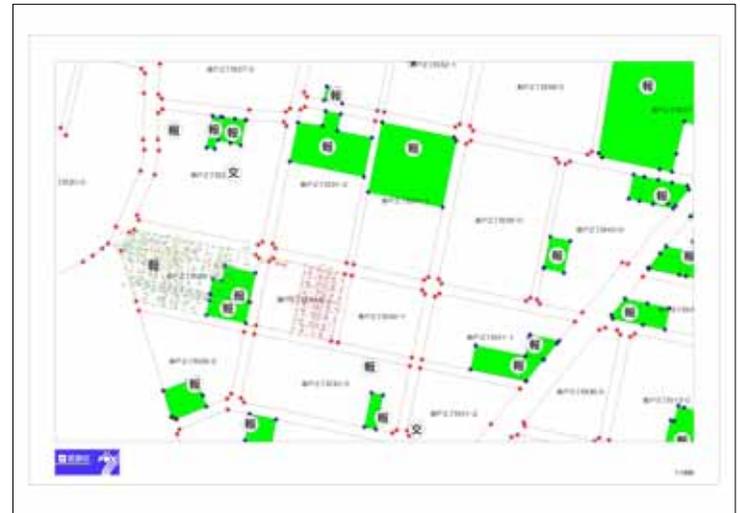
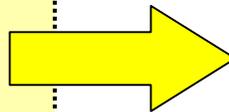


必要十分な機能をもつパソコンソフトを国から無償で提供

## 基準点の維持・管理



## 一筆地に関する情報の蓄積



一筆地の情報を蓄積した先進事例

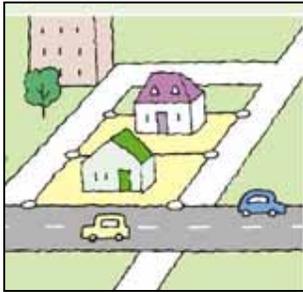
必要な費用を地籍調査費負担金で補助

基準点網を適切に維持・管理

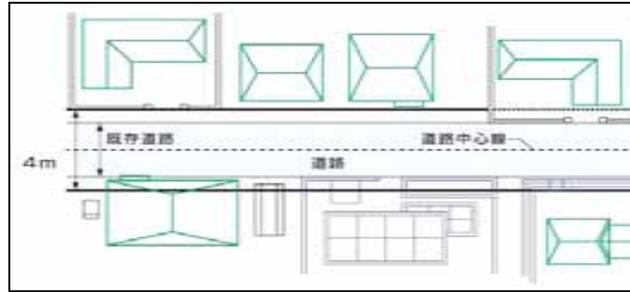


・従来はバラバラに管理・利用  
・基準点も異なり、重ね合わせ  
たくても、重ならない

同一の基準点網を用いた測量成果が蓄積



民間での分筆に  
伴う地積測量図



公共事業や道路管理業務の  
中で作成される様々な地図



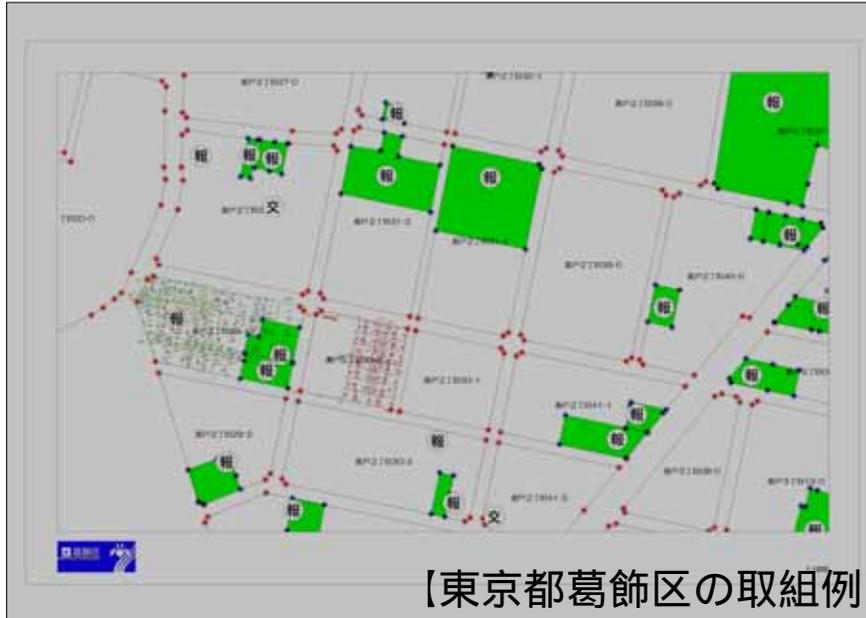
占有事業者の作成  
する管理用地図



同一基準点網での測量成果の蓄積により、これらの情報を  
一枚に重ね合わせ、多面的に利用することが可能に

国土調査課資料より引用

## 共通の基準点網を利用した測量成果の蓄積による効果



法務局に提出される地積測量図などにより、時とともに民境界のデータが蓄積していく。

同一基準点網を利用することで、これらのデータを官民境界データと重ね合わせることが可能となり、境界に関し多くの情報を得ることができる。



境界に関する情報に加えて、作成主体の異なる様々な地図情報(地形図、道路現況図、道路地下埋設物図など)を重ね合わせ、活用することが可能となる。

GISの導入により、行政サービスの向上、経費節減が可能となる。

国土調査課資料より引用



# 地番に対応した位置参照点整備(地籍情報)

GISベース Ver3.10 デモ版 - [E-07(日田)]

ファイル(F) 編集(E) 検索(S) 表示(V) データベース(D) 成果作成(L) 作業図(T) 設定(O) カスタム(C)

**地番図と地番の代表点**

公共管理

- 目標物検索
- 図郭検索
- 画地検索
- 公共物検索
- 塗潰し
- 画地色分け
- 所管別色分け
- 判定別色分け
- 表示設定
- 表示切り替え
- 画地凡例
- 公共物凡例
- 申請情報
- 公共物台帳
- 起終点マーク
- 申請情報設定

作業終了

ビュー

公共管理

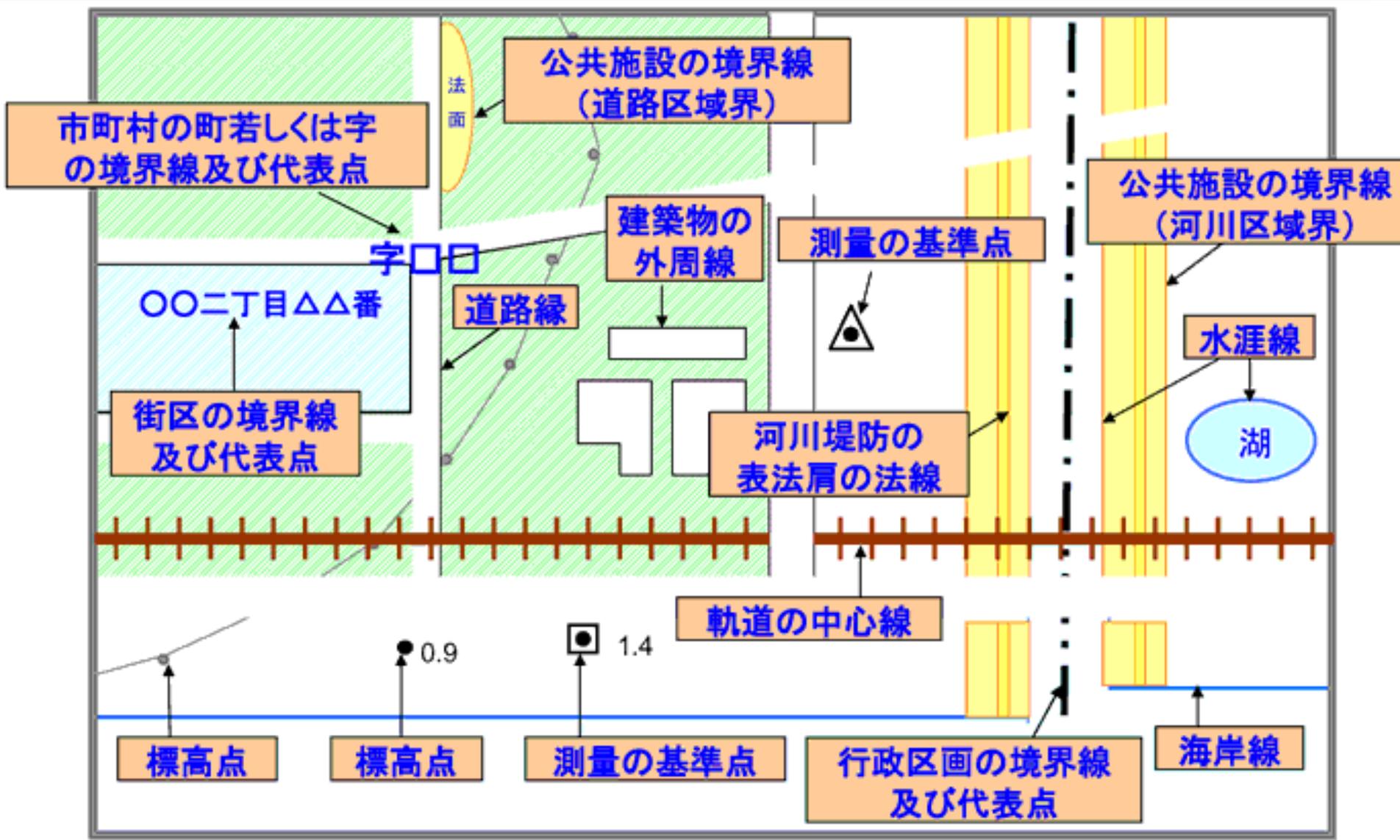


# 基盤地図情報が満たすべき基準

- 次のいずれかの測量の成果であること。
  - 基本測量(測量法第4条)
  - 公共測量(測量法第5条)及び公共測量として指定された測量(測量法第47条)
    - 国土地理院の長が十分な精度を有すると認めたものに限る。(測量法第41条第2項)
  - 水路測量(水路業務法第9条第1項に規定する政令で定める測量の基準による)
- 次の精度を有する測量の成果であること。
  - 平面位置の誤差
    - 都市計画区域内・・・2.5メートル以内
    - 都市計画区域外・・・25メートル以内
  - 高さの誤差
    - 都市計画区域内・・・1.0メートル以内
    - 都市計画区域外・・・5.0メートル以内

紙地図と電子地図の違い

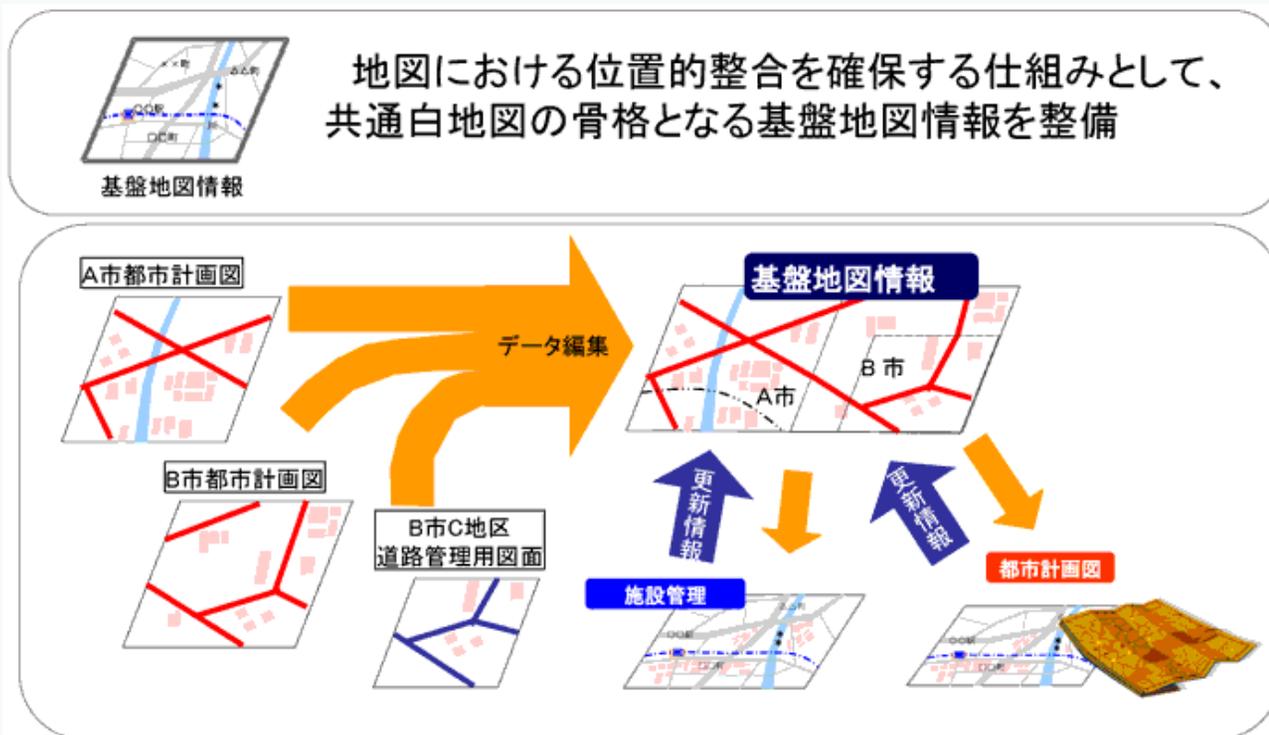
GISデータは、地物ベースであるため、地物により2.5mより精度がいいものは、多いので注意すること。



# 基盤地図情報整備の考え方

参考 2

## 基盤地図情報について



短期的な目標として(2500分の1レベルの最低精度は維持した基盤地図情報の整備 (DMなどを地方自治体から集め、シームレスにする。地方自治体と国との連携組織体制の確立 インターネット無償提供(個人情報保護の制約のもとに配信サービスの実現)

中長期的には、地籍調査による官民境界線と道路区域界の統一化が必要

# 地方自治体における地理空間情報活用に関する基本計画作成

国土空間データ基盤は、**データ、サービス、組織、人材・教育**をすべて含むものであることに留意すべきである。つまり、これらを踏まえて基本計画を策定する必要がある。

## (データ)

- 1、**基盤地図データ作成・更新**      原則、電子申請される測量データを利用する。  
法務局・地方自治体・国土地理院との連携  
基準点の管理 測量・土地家屋調査士関連団体との連携
- 2、**基本空間データ作成・更新**      統計・台帳データ処理の効率をGISで如何にあげる。  
統計処理のあり方の検討
- 3、**オルソ画像データ作成・更新**      砂防、農地関係のオルソ画像の部署間共有化・・・

## (サービス)

住民サービス向上のためのGISサービスのあり方、行政評価、計画業務の効率化

## (組織)

行政内の基盤データ作成・更新(NSDI部、電子国土部、地理空間情報部:GIS部)

ITサービス統括部(情報管理部) NPO、民間企業との連携組織、大学との連携・・・

## (人材)

## 2、地方自治体におけるGISの運用

- 基盤地図情報の整備・更新が地理空間情報活用推進基本法のもとに地方自治体業務として位置づけられたこと 基本計画策定が義務づけられる。(地理空間情報部(GIS部)や基盤地図情報部などが必要)
- 地方自治体の財政、公共サービス全体の基盤としての基盤地図情報とGISによる運用が必要  
地方自治体でのGIS研修が必要
- より進化した統合型GISの必要性  
公会計システムともリンクした地方財政整備

# 地理空間情報社会を支える基盤の確立

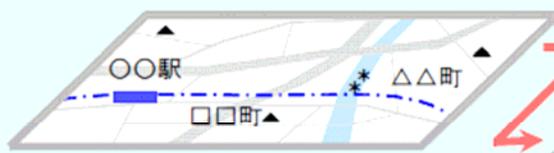
- 平成19年度予算概算要求(国土地理院関連分)について 2006年8月30日国土地理院より引用

## 共通基盤となる白地図(基盤地図情報)の整備・提供を推進

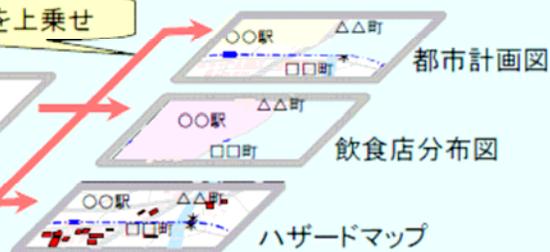
### 基盤地図情報

- 測定の基準点
- 海岸線
- 公共施設の境界線
- 行政区画
- 等、国土交通省令で定めるものの位置情報

目的に応じて様々な地理情報を上乗せ



基盤地図情報

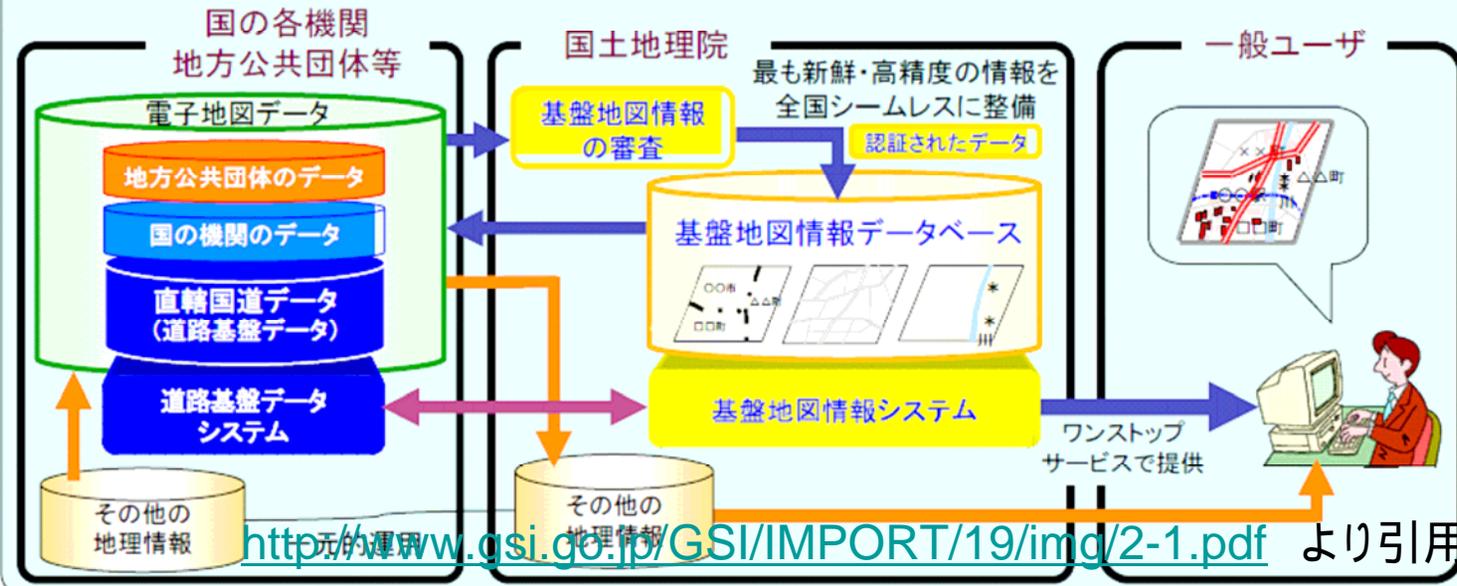


### 平成19年度

- 基盤地図情報の整備
- データベースの構築
- ワンストップサービスのシステム構築 等

### 平成20年度以降

- 基盤地図情報の整備・更新
- データベース及びワンストップサービスの運用 等



国は、地理空間情報活用推進基本法のもとに省庁連携によるNSDI整備・更新(或いは電子国土整備)体制の組織化が必要。

- 地方自治体は、IT時代の国土の基盤(NSDI、電子国土)を整備・更新する社会的使命を義務付けているのが、地理空間情報活用推進基本法であることを理解する必要がある。
- そのためには、街区基本調査等で整備される基準点や地籍調査素図, GIS関連データが国からの移管された後、NSDI部・GIS部・電子国土部(仮称)などを設置して、基盤地図情報を恒常的に整備し、更新する業務体制の整備が必要になる。(基盤地図作成業務(短期目標と中期目標))

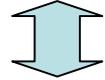
# 米国におけるGISの行政組織

FGDC 連邦政府の地理データ委員会

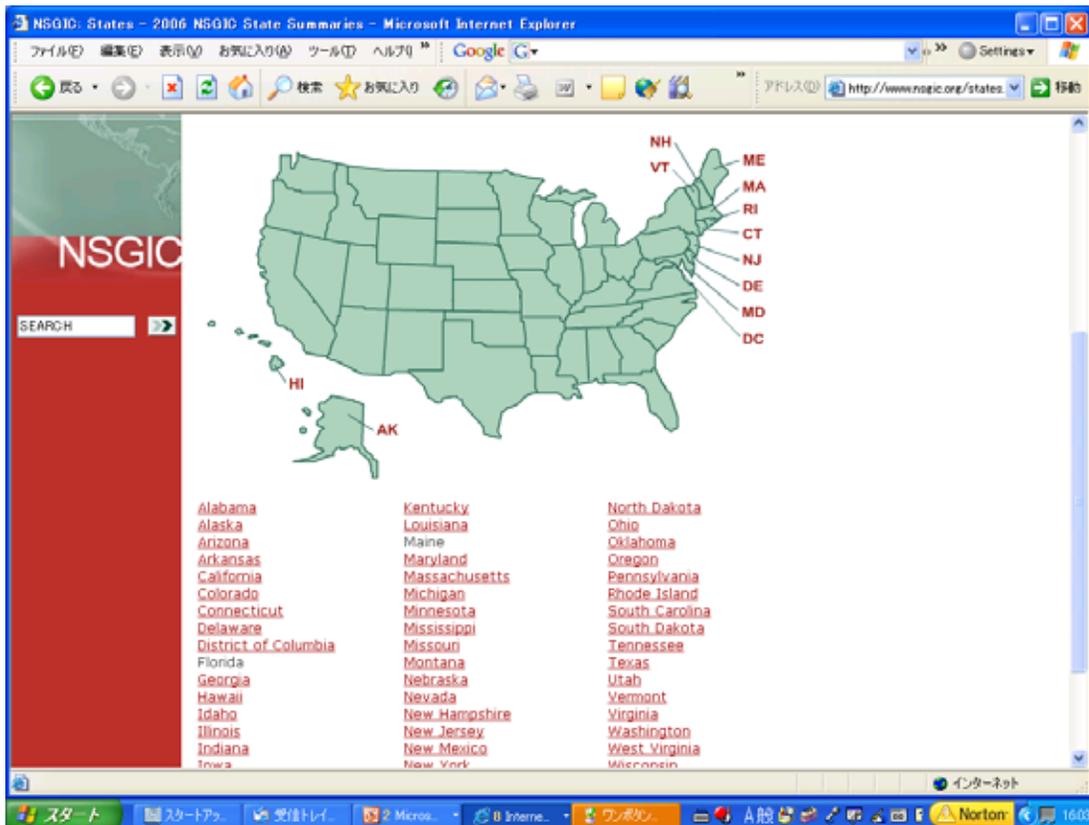


USGS(米国地質調査所:日本の国土地理院よりも規模が大きい)

NASA...連邦政府各省庁



米国のすべての州が参加するNational States Geographic Information Council (NSGIC)  
すべての州のGIS会議の連携組織



すべての州政府にGIS会議がある。

各種政府のGIS会議では、州政府のGISコーディネーターなどが、地方自治体、企業、大学からなる多様なコミュニティを統括し、GIS行政を実施している。

# カリフォルニア州のGIS会議 California's GIS Council

Welcome to CGIA - the California Geographic Information Association - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H) Google G vis council Settings

戻る 検索 お気に入り アドレス http://www.cgia.org/gis-cou 移動

**CGIA**  
CALIFORNIA GEOGRAPHIC INFORMATION ASSOCIATION

Facilitating coordination, collaboration, and counsel for California's GIS community

Home | About CGIA | Join CGIA | [CGIA Awards](#) | [GIS Community](#) | [GIS Councils](#) | [GIS Data Sharing](#) | [Learning Resources](#)

### GIS Councils

- [CA GIS Council](#)
- [CERES Program](#)
- [Coordination with FGDC](#)
- [Coordination with NSGIC](#)
- [Coordination with USGS](#)
- [Regional GIS Collaboratives](#)
- [Map and Directory](#)

CGIA plays a major role of coordination and collaboration with respect to California's GIS Council and Regional Collaboratives. CGIA Board members have direct contact with regional collaboratives based on the area where each Board member lives or works.

### State Links

- [Cooperating State Councils](#)  
This resource provides a Directory of Cooperating Groups in Partnership with the Federal Geographic Data Committee.
- [State GIS Council Strategic Plan](#)
- [12/06: California GIS Council and CGIA Draft Partnership Framework for Comments](#)

### CA GIS Council

The California GIS Council (CGC) was formed to collaborate on the planning, implementation and maintenance of a California GIS infrastructure. The CGC current membership has representatives from local, tribal, state and federal government agencies and the private sector. In July 2006, the [CGC annual report synopsis](#) for 2005-06 was distributed.

### CGIA Facilitates Annual Regional Surveys

CGIA recently coordinated with regional collaboratives to complete annual surveys to provide background on the status and accomplishments of regional collaboratives, and also provide guidance for regional collaboratives who can learn valuable lessons from the different regional collaborative approaches that exist throughout California.

Following are the completed 2006 regional collaborative surveys:

ページが表示されました インターネット

スタート スタートアップ 受信トレイ 2 Micros... 8 Interne... ワンボタン... LA 般 Norton 17:06

州政府の  
GISデータ整備  
基本計画策定  
利活用推進  
などの計画  
策定機関

連邦政府のGIS委員会(FGDC)

カリフォルニア州GIS Council GIS会議

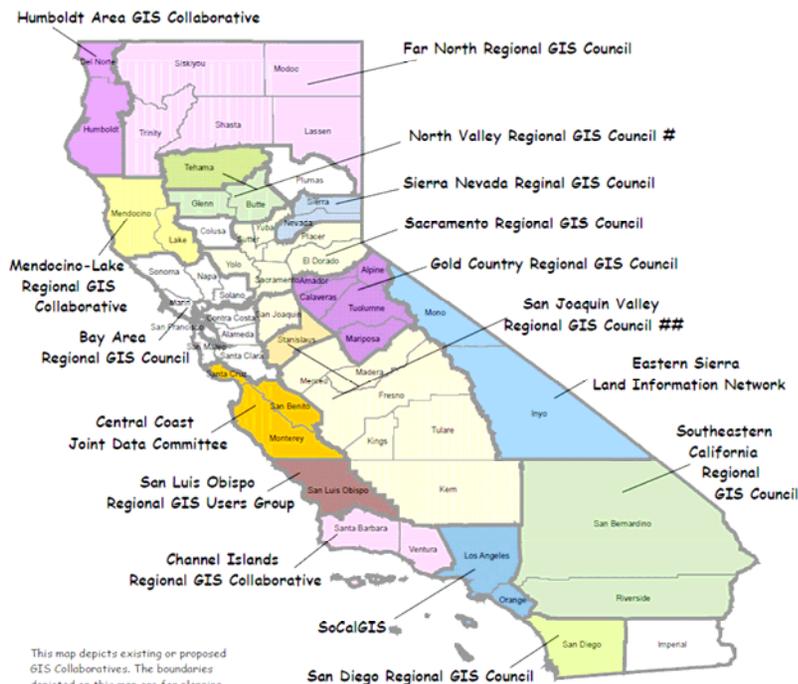
地域GIS Council 地域GIS会議

国レベルのGIS会議(仮)

府県レベルのGIS会議 (仮)

市町村のGIS会議(仮)

California's  
Regional GIS Collaboratives (2006)



This map depicts existing or proposed GIS Collaboratives. The boundaries depicted on this map are for planning purposes and may not accurately reflect the scope of the collaborative. This map is a work in progress.

# Note, Tehama County participates in both the Far North and the North Valley GIS C.

## Note, Stanislaus County participates in both the Stanislaus and the San Joaquin Valley GIS C.

Updates are maintained by:  
Bob Slobodian, ISIS Center  
California State University Fresno

LEGEND

Not Affiliated



October 2006

0 25 50 100 150 200 Miles

カリフォルニア州政府の下には、地域レベルの多数のGIS組織がある。

名称は以下のように多様

GIS会議 GISデータ委員会

GISユーザーグループ

土地情報ネットワーク

GIS連携協会...

# 地域の自治体、住民、大学、企業が連携して地理空間情報を活用する協会を設立

(米国カリフォルニア州の例 設立は1994年)

## CGIA (カリフォルニア地理情報協会 California Geographic Information Association (CGIA))

**CGIA** CALIFORNIA GEOGRAPHIC INFORMATION ASSOCIATION

Facilitating coordination, collaboration, and counsel for California's GIS community

[Home](#) | [About CGIA](#) | [Join CGIA](#) | [CGIA Awards](#) | [GIS Community](#) | [GIS Councils](#) | [GIS Data Sharing](#) | [Learning Resources](#)

### About CGIA

[Mission](#)

[Organization Structure](#)

[Strategic Directions](#)

[2006-07 Initiatives](#)

[2005-06 Initiatives](#)

[2004-05 Initiatives](#)

[Join CGIA](#)

[Membership Benefits](#)

[Membership Options](#)

[Sustaining Members](#)

[Board of Directors](#)

[Contact CGIA](#)

### Organization Structure

CGIA has a 22-member Board of Directors that includes two members from nine stakeholder groups within California and four officers:

1. Federal
2. State
3. County
4. Regional
5. City
6. Education
7. Not-for-profit professional associations
8. Private sector
9. Public utilities

In addition to the nine stakeholder groups that represent California diverse GIS community, the Board has a Chair, Vice-Chair, Treasurer, and Secretary. Each year CGIA members elect one representative from each of these sectors. CGIA also elects a Treasurer and Vice-Chair, who automatically becomes the Chair for the next fiscal year.

In 2005-06, the CGIA Board has organized committees in the following areas:

### Join CGIA

Support the association as a Sustaining, Regular, or Student member to stay informed or get involved on critical CA GIS initiatives. [More...](#)

[CGIA Committee Assignments, 01/17/06 \(PDF\)](#)

ボードメンバー

連邦政府

州政府

郡政府

市町村

大学・学校

NPO

一般企業

公益企業など

会員

一般(40ドル/年)

学生(20ドル/年)

支援会員(200ドル/年)

# 地方自治体のGISデータセンター

- 地方自治体のGIS行政は、GIS計画機関とGISデータセンター・データライブラリー・データ技術センターなどからなる。
- GISデータセンター等は、地域の大学のGISセンターと連携している場合も多い。
- 米国では、州レベル、郡レベル、市町村レベルと多様である。
- 大学とインターンシップ制をとっている場合も多い。



岐阜県ふるさと地理情報センター

すべての自治体職員は、GISを使いこなして、  
地理空間情報を利活用しなければならない

初等/中等教員の社会科・理科、地理歴史科、  
地学などの教員は、GISを使いこなさなければ  
ならない

GISに関する資格制度が発足

大学教育でのGIS人材育成

米国では、地方自治体、企業、大学の間で多様なイン  
ターン制度を実施

## 2、地方自治体におけるGIS人材育成

地理空間情報活用推進基本法の理解が必要

GISアクションプログラム2010 の理解が必要

<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/gis/>

### GISの知識と技能研修が必要

管理から政策決定支援システムとして使いこなせる人材

(地方自治体職員へのキャリア教育としてのGIS上級技術者制度)

大学・民間企業との連携による地方自治体の職員・教員のGIS教育研修

### 産官学連携による人材育成とGISセンター構想(地域情報センター)

初等中等教育との連携(GISによる地域・環境・安全教育推進・教育委員会と

の連携)

# GIS技術資格制度

GIS技術資格認定局ホームページ: トップページ - Microsoft Internet Explorer

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H) Google G ぶるぞと地理情報センター Settings

戻る 検索 お気に入り アドレス(D) http://wwwsoc.nii.ac.jp/gisa/gis 移動

## GIS技術資格認定局

Home last update 2007.04.16

専門技術者認定とは 教育主催者認定とは サイトマップ

### ようこそ！GIS技術資格認定局へ

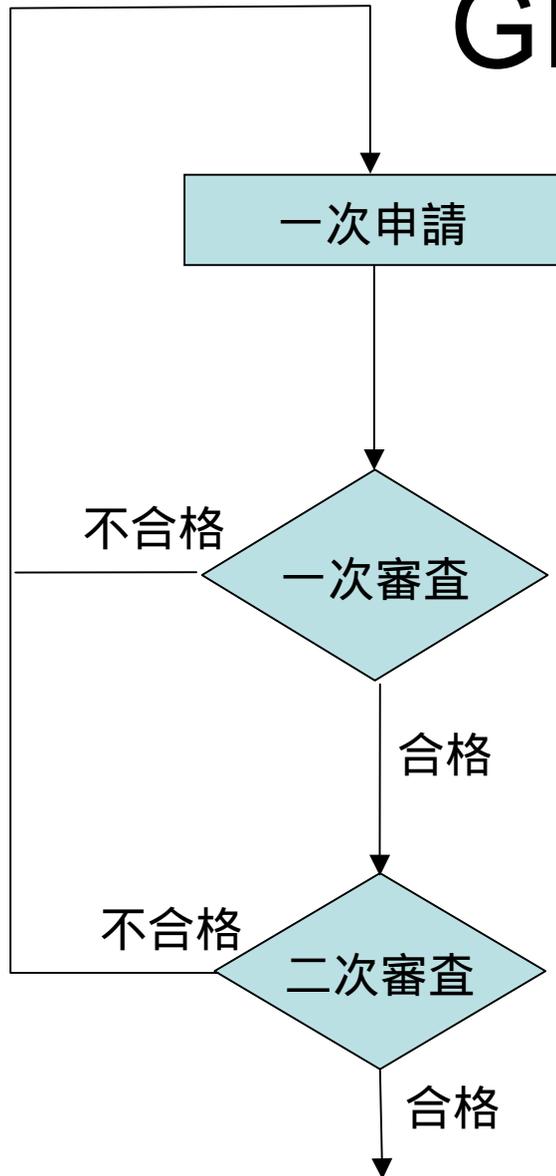
このページでは、最新情報などGIS技術資格認定局全体の紹介をします。

- + GIS技術資格認定局(GISCD)とは  
地理情報システム学会(GISA)の下部組織であり、専門技術者の認定及び教育主催者の認定を行うための組織です。  
-----+ 認定制度について紹介する、パンフレットをダウンロードすることができます。  
-----+ 組織の詳細については、[GISCDについてのページ](#)でご確認ください。
- + GIS専門技術資格認定制度とは  
GIS技術資格認定制度とは、GIS技術を資格として認定するための制度の総称であり、GISに関する教育の履修や実務経験及び貢献を認定する「**専門技術者認定**」とGISに関する教育プログラムを提供する教育主催者を認定する「**教育主催者認定**」に分類されます。  
-----+ **専門技術者認定**とは  
-----+ **教育主催者認定**とは
- + 認定資格の呼称について  
専門技術者認定によって認定された技術者には、**GIS上級技術者**の資格が授与されます。  
なお、本制度により認定されたGIS上級技術者の氏名等を**本ホームページ内で公開**しています。
- + お知らせ  
2007-04-16  
GIS上級技術者として認定された技術者の専門分野のキーワードをホームページ上で**順次公開**しています。  
また、認定証のデザインをリニューアルしました。新しいデザインは[こちら](#)からご参照いただけます。

ページが表示されました インターネット

スタート スタートアップ 受信トレイ 2 Micros... 7 Interne... ワンボタン... 一般 Norton 21:24

# GISP認定の手順



電子メール又はCD-ROMなどの電子媒体による申請。申請書は所定の書式に記入。裏付け資料は判読可能な画像にする。

ポイント数の審査  
技術資格局内に設ける幹事会が実施

申請内容の審査  
GIS技術資格認定局に設ける審査委員会の審査委員もしくは、資格保持者または同等の能力を持つ者(2名以上)が審査を実施。  
審査委員会の報告を受け、副局長が局長に具申の上、局長が決定。

# 認定に必要なポイントはどうやって獲得するのか？

GISに関する講義やワークショップの受講

(教育達成度ポイント30点)

GISを使った実務経験の年数 (経験達成度ポイント50点)

GISに関する執筆や学会参加 (貢献達成度ポイント8点)

残りの62点は、3種類の分野のどれで計算しても良い。

5年間の合計が150点必要



**実務経験を重視した書類審査による認定制度**

## 既得権申請

2012年末までは、**経験達成度 (GISに関する実務経験)**に基づく**既得権申請**によりGIS専門技術者認定をうけることが可能です。この期日以降は教育達成度、経験達成度及び貢献達成度ポイントの合計により申請を行う必要があります。(200点以上必要)

既得権の申請は、以下のいずれかの経験を有する者に認められる。

- GIS 分野におけるデータ分析, システム設計, プログラミングまたは同種の業務に8年間以上従事した。
- GIS 分野におけるデータ編集や教育活動または同種の業務に13年4ヶ月(160ヶ月)以上従事した。
- GIS ユーザーとして20年間の実績をもつ。

# GIS 上級技術者

- 地方自治体のGIO (地理情報統括官)
- GISコーディネーター      GISアドバイザー
- GISマネージャー      GISプログラマー
- GISコンサルタント      GISアナリスト
- GISプログラマー      GISテクニシャン

**GISを利活用すればするほどキャリアに繋がる資格制度**

**働くことがキャリアに繋がる資格制度**

**GIS技術、経験者の社会的地位の向上に繋がる資格制度**

**有効期限のある技術資格(5年間) 教育・実務・社会貢献が必要**

# GIS関連の技術資格に関する動向(例)

- **地理情報システム学会ビジネスGIS分科会**
  - ビジネスGISコーディネータ
- **土地改良測量設計協会**
  - 農業農村地理情報システム技士
- **全国地質調査業協会連合会**
  - 地質情報管理士
- **日本測量協会**
  - 空間情報総括監理技術者
  - 測量専門技術認定、GIS(1級、2級)認定技術者
- **日本地理学会(学生の資格)**
  - GIS学術士, GIS専門学術士

**GISP (GIS上級技術者) 民間技術者・大学教員・公務員が対象**

**GIS専門学術士**

**GIS学術士**

**大学のカリキュラム  
コースの認定**

**例:社会調査士**

**(日本社会学会)**

**大学生対象**

**既成の資格のポ  
イント化**



**教育ポイントとして加算**

**GIS専門技術者認定制度**

### 3、まとめ

地理空間情報活用推進基本法は、NSDI法であるため、電子政府・電子自治体の電子国土の基盤に関する基本をきめていることを理解し、データ、組織、人材に関する広い視点から基本計画を策定する必要がある。

- 地理空間情報活用推進基本法のもとに基盤地図情報整備が自治体の一つの業務として実施する体制が必要
- 地理空間情報活用推進基本法のもとに地方自治体でGISを利活用できる人材育成が必要
- GIS技術資格制度を地方自治体のキャリア管理に導入することも必要